

令和 8 年 6 月 八峰町議会定例会会議録（第 1 日）

令和 6 年 6 月 1 0 日（水曜日）

議 事 日 程 第 1 号

令和 8 年 6 月 1 0 日（水曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 3 6 号 八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 3 7 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 6 議案第 3 8 号 八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 3 9 号 八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 4 0 号 八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 4 1 号 八峰町公共施設等総合管理基金条例制定について
- 第 1 0 議案第 4 2 号 物品の取得について
- 第 1 1 議案第 4 3 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 2 議案第 4 4 号 令和 8 年度八峰町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 議案第 4 5 号 令和 8 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 4 6 号 令和 8 年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 4 7 号 令和 8 年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 6 議案第 4 8 号 令和 8 年度八峰町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 7 請願第 1 号 ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を検討することを求める請願書

出席議員（12人）

1 番 薩 摩 晃 大	2 番 山 本 昌 子	3 番 菊 地 薫
4 番 若 狭 敏 春	5 番 福 士 久 明	6 番 奈 良 聡 子

7 番 腰 山 良 悦	8 番 伊 藤 一 八	9 番 皆 川 鉄 也
1 0 番 須 藤 正 人	1 1 番 笠 原 吉 範	1 2 番 山 本 優 人

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長 堀 内 満 也	副 町 長 田 村 正
教 育 長 鈴 木 洋 一	総 務 課 長 高 杉 泰 治
財 政 課 長 岡 本 勇 人	企画政策課長 門 脇 朝 哉
建 設 課 長 山 本 実	防災町民課長 工 藤 善 美
農林水産課長 堀 内 和 人	商工観光課長 若 狭 正 和
税務会計課長 成 田 拓 也	福祉保健課長 菊 地 俊 平
学校教育課長 山 本 望	生涯学習課長 鈴 木 美由紀
農業委員会事務局長 内 山 直 光	

議会事務局職員出席者

議会事務局長 石 上 義 久	議会事務局庶務係 成 田 礼
----------------	----------------

午前10時00分 開 会

○議長（山本優人君） おはようございます。

これより令和8年6月八峰町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、6番奈良聡子さん、7番腰山良悦君、8番伊藤一八君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等については、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。皆川議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（皆川鉄也君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の皆川でございます。

当委員会では、去る５月15日及び６月２日に議会運営委員会を開催し、５月12日付けで議長より諮問のありました令和８年６月八峰町議会定例会の会期及び議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から12日までの３日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたのでご報告いたします。

○議長（山本優人君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告とおり、日割表及び議事日程表により本日から12日までの３日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり本日から12日までの３日間に決定しました。

日程第３、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和８年６月八峰町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、３月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、５月24日に実施いたしました防災訓練についてであります。

この訓練は、43年前の５月26日に発生した「日本海中部地震」の大惨事を教訓に、毎年、同時期に実施しておりますが、今年は八森第一地区を会場に、秋田県沿岸に「大津波警報」が発令されたという想定で行いました。

当日は、自宅から自家用車や徒歩による避難を行ったほか、避難場所となっている八森体育館では、ダンボールベッドの設置やプライベートテントの設営を行うなど、有事の際の行動を確認したところであります。

今後も、日本海中部地震の被災地として、その記憶や教訓を風化させぬよう、関係機

関との連携を一層強化しながら、防災力の維持・向上に努めてまいります。

次に、行政協力員会議についてであります。

5月15日に春の行政協力員会議を開催し、会議では、新たに行政協力員となった4名の方々に委嘱状を交付した後、今年度の町の主要事業を説明し、ご理解とご協力をお願いいたしました。

今後は、協力員の皆様から提案のあった意見を町政に反映できるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、全町一斉清掃についてであります。

春の全町一斉清掃を4月12日に行い、早朝から多数の町民の皆様にご参加をいただきました。

八森地区においては、側溝の泥上げや漂着ごみなど、地域周辺の清掃を行い、峰浜地区では、地域の道路脇に捨てられている缶やビン、ペットボトルなどを拾い集め、指定の場所に運搬したところであります。

集められたごみは全体で約5.7tでありましたが、ごみの中にはテレビやファンヒーターなどの不法に投棄されたと思われる廃棄物もあり、引き続き、マナーの向上や不法投棄防止の啓発を実施してまいります。

一斉清掃に参加していただきました町民の皆様には感謝申し上げますとともに、今月28日に計画している八森地区海岸清掃の周知も図ってまいります。

次に、3月23日に役場大会議室において締結しました、ブックオフコーポレーションとの「地域振興および資源循環型社会推進に関する協定」についてであります。

この協定は、町内から排出されるごみの減量化や再資源化、再利用を通じ地域振興及び資源循環型社会を推進し、持続可能な社会の形成を目指すことを目的とするものであります。

現在は、町内の3か所に書籍や衣類品などの回収ボックスを設置しており、地域の皆様が気軽にリユースに参加できる仕組みを提供することにより、更なる循環型社会の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、回収された衣類・雑貨類は、アジア圏の諸外国で再販売や再資源化をされるほか、本やCD、ゲームソフトなどは、買取金額が町に支援金として寄附されることとなっております。

次に、ふるさと納税についてであります。

令和7年度の寄附額は7,572万9,900円、寄附件数は3,511件となりました。

前年度比は、寄附額が1,491万3,100円の減額、件数が162件の減少となっております。

令和2年度以降、拡大を続けていた寄附額が令和7年度に減少した要因として、いわゆる令和の米騒動により他自治体へ寄附者が流出したことが考えられるほか、総務省が令和7年10月からポイント制を廃止したことにより、従来の年末需要ではなく、10月以前に寄附のピークが前倒しとなり、これにより冬の主力返礼品である「きりたんぼ鍋」などへの寄附が減少したことも要因と考えております。

こうした状況を改善するため、町では今年4月から専門の係を設置したほか、新たな返礼品の開発にも取り組んでいるところであります。

今後も、プロモーション及び営業活動の強化、返礼品の拡充並びに新たな特産品創出への支援等を一体的に進め、地域経済活動の活性化と自主財源の確保を目指してまいります。

次に、新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてであります。

新型コロナにおけるパンデミックの経験や課題等を踏まえ、国及び県の行動計画が改定されたことから、このたび、町の行動計画を改定したものであります。

今後も、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事の際には迅速かつ確実に対策を実施してまいります。

次に、保健衛生委員活動の終了についてであります。

本制度はかねてから、集団健診の勧奨や取りまとめを中心に活動してまいりましたが、人口減少や高齢化による「なり手」不足問題など、継続が困難な状況にありました。

県内の各市町村においても同様の傾向にあることから、本町においても令和8年度をもって活動を終了する判断に至り、4月14日に開催した委員総会において、ご了承いただいたところであります。

これまでご協力いただいた委員の皆様に心から感謝申し上げますとともに、来年度以降も集団健診の着実な実施に努めてまいります。

次に、農業関係についてであります。

町では、水稻の健苗育成と適正管理を図るため、今年度も「あぜ道巡回相談」を実施したところでありますが、県と農協に加え、農協稲作部会の会員7名が参加し、播種日や苗の状況を確認した後、今後の施肥の時期等について指導を行っております。

また、田植え作業については、5月10日以降、好天が続いたことにより、23日を盛期

に、現在はほぼ終了へ向かっております。

今後は無事に出来秋を迎えられるよう、引き続き、県や農協等の関係機関と連携しながら、品質管理などの適切な指導に努めてまいります。

次に、クマ対策についてであります。

6月5日現在のクマダスによりますと、県内の目撃状況は、昨年同期の約4倍に当たる1,415件となっておりますが、当町におきましては、目撃情報が5件、おりによる捕獲が1頭となっており、昨年と同規模となっております。

しかし、これからがクマ出没の本格的な期間となりますので、被害防止対策として、八峰中学校東側の町道付近約1.7haにおいて、クマの隠れ場所となる藪の刈り払いを行い、クマの出没抑制に努めていくほか、これまで出没や捕獲頭数が多かった区域については、人の生活圏とクマの生息域を分断させ、定着を防ぐ管理強化ゾーンに定め、重点的に巡回等を行うこととしております。

町では、今後も県や地元猟友会との連携を一層強化しながら、町民の皆様の安全で安心な暮らしを守るよう努めてまいります。

なお、猟友会八森支部が3月末日を持って解散したことにより、5月からは峰浜支部の全面的な協力のもと、全町を対象に被害防止対策に取り組んでおります。

次に、「SEA TO SUMMIT～白神山地大会～」の開催についてであります。

9月12日から2日間の日程で、環境スポーツイベント「SEA TO SUMMIT」が白神エリアにおいて初開催されることが決定いたしました。

本大会は、秋田県、青森県、深浦町、八峰町、モンベルが連携して取り組む官民連携イベントであり、次年度以降も1年置きに、スタート地点を入れ替えながら両県・両町が協力して継続していくこととしております。

大会初日の12日には、深浦町「アオーネ白神十二湖」において前夜祭が開催され、翌13日の早朝には、本町の中浜地区をシーカヤックでスタートし、小入川地区で自転車に乗り換え、青森県を目指すコースで大会が実施されることとなっており、当日は私も選手として出場したいと考えております。

町といたしましては、本大会を白神山地と日本海を結ぶ新たな観光コンテンツとして位置付け、この大会の開催を契機として、本町への誘客と交流人口の増加を図り、広域的な観光振興と地域の活性化に繋げていきたいと考えております。

次に、町道白神二ツ森線の通行止めについてであります。

町道白神二ツ森線については、令和4年8月と令和5年7月の大雨により複数箇所で路肩崩落等の被害が発生し、復旧工事のため通行止めが続いておりましたが、昨年度、全ての復旧工事が完了したことにより、5月30日から一般車両の供用開始を予定しておりました。

しかしながら、同路線内において、5月18日に新たな法面の崩落が確認されたことから、通行止めを継続し、現在は復旧方法の検討を進めております。

同路線は二ツ森登山口に向かう唯一のアクセスルートであり、観光への影響も懸念されることから、町では、一日も早い復旧に向け、県などの関係機関と連携しながら、全力で取り組んでまいります。

次に、八峰町小学校統合協議会についてであります。

5月29日、峰浜小学校を会場に、第1回八峰町小学校統合協議会を開催いたしました。協議会委員には、町議会や学校・子ども園の保護者など27名を委嘱し、これまでの経緯や今後のスケジュールを確認したほか、統合校となる峰浜小学校の校舎を見学したところであります。

今後は、令和10年4月1日の開校に向け、校名や校歌、校章、教育目標、特色ある学校づくりに関すること、通学手段などについて協議していただきながら、保護者や地域住民の皆様に丁寧な情報提供を行ってまいります。

次に、スポーツ少年団活動についてであります。

5月30日から三種町ことおかスカルパ野球場において開催された、高円宮賜杯第46回全日本学童軟式野球秋田県大会山本郡予選に、八峰グローリーズが出場いたしました。

1回戦を接戦で勝ち上がり、勢いそのままに決勝戦はコールドゲームで勝利し、2年ぶりの優勝を飾り、昨日、チームとその関係者から報告を受けたところであります。

6月27日より秋田市を会場に行われる全県大会においても、予選大会で見せた堅守と猛打を発揮し、さらに活躍されますよう期待しておりますとともに、地域に元気と希望を与えてくれた選手並びに関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第36号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定については、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正であります。

議案第37号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、督促手数料の廃止に伴い、関係条例を改正するものであります。

議案第38号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う改正であります。

議案第39号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、介護保険法施行令の改正に伴う改正であります。

議案第40号、八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については、八峰町上下水道事業経営審議会を設置するため、改正するものであります。

議案第41号、八峰町公共施設等総合管理基金条例制定については、公共施設等の総合的な管理に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、条例制定するものであります。

議案第42号、物品の取得については、消防ポンプ自動車購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号、工事請負契約の締結については、塙地区配水管更新工事請負契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号、令和8年度八峰町一般会計補正予算（第1号）は、既定額に6,914万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を62億1,114万8,000円とするもので、主な歳出は、人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、岩子生活改善センター屋根修繕工事や雪害対策緊急支援事業、ハタハタ館改修工事の追加などとなっております。

議案第45号、令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、既定額から1,014万3,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を9億6,149万8,000円とするもので、主な内容は、国民健康保険税の医療給付費分の減額に伴い、国民健康保険事業基金積立金を減額するものであります。

議案第46号、令和8年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、既定額から22万7,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を1億250万3,000円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の組み替えであります。

議案第47号、令和8年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出の予定額に658万2,000円を追加し、収益的支出の予定額を2億3,040万2,000円とするもので、主な内容は、沢目浄水場管理棟屋根等修繕工事を追加するものであります。

議案第48号、令和8年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出の予定額から44万3,000円を減額し、収益的支出の予定額を4億6,282万3,000円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の組み替えであります。

報告第2号、繰越明許費繰越計算報告については、令和7年度八峰町一般会計の繰越明許費繰越計算報告であります。

報告第3号、事故繰越し繰越計算報告については、令和7年度八峰町一般会計の事故繰越し繰越計算報告であります。

報告第4号、予算繰越額の報告については、令和7年度八峰町簡易水道事業会計予算の予算繰越額報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は13議案で、報告件数は3件であります。

詳細につきましては各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本優人君） 日程第4、議案第36号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 議案第36号についてご説明いたします。

議案第36号、八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町印鑑登録条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由であります。出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号カードの機能を持つ在留カード等を用いてコンビニエンスストア等に設置されております多機能端末機から印鑑登録証明書の交付が可能になることから、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページは条例の改正文となっております。

それでは、説明資料の方をご覧ください。

新旧対照表及び参考資料となりますので、3ページ目の説明資料の方をご覧ください。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が令和8年6月14日に施行されることとなっております。この改正は、新たに外国人の在留カードとマイナンバーカードを一体化した特定在留カードなどの申請交付を可能にするものでございます。その特定在留カードなどを用いまして、コンビニエンスストアから印鑑登録証明書の交付を可能とするため、条例改正の必要が生じたものでございます。

ページの右側の中段から下の方をご覧ください。③番の特定在留カード、それからそ

の下④の特定特別永住者証明書、こちらの方が新たに追加なるというふうな形となります。

それでは、前のページの新旧対照表も併せてご確認くださいと思います。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。
5番福士久明君。

○5番（福士久明君） 今、八峰町には外国人の労働者は何人滞在していますか。また、就労状況が分かっていたら教えてくださいませんか。よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 福士議員の質問にお答えいたします。

現在、八峰町において外国人の登録されている外国人登録者数は、53名となっております。

大変申し訳ありません。今手元の方に就労している外国人というふうな資料がちょっとございませんので、後ほど皆様の方にご提示させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。5番福士久明君。

○5番（福士久明君） 反対討論を行います。

今これで国が定めたことではありますが、外国人労働者が安心して就労できる制度になっておりません。この滞留在留カードは、申請して常に持参することとなり、カードに個人情報が入り込まれて監視されます。それに入管庁は、在留期間ごとの申請やその他の申請手数料を現行より大幅に値上げすることにし、金額を示しています。困窮を強いられて、かえって非正規滞在が増えることになることから日弁連からも批判されています。日本社会は外国人労働者がいないと成り立たない状況です。もっと外国人を大事にする政策を求めます。

○議長（山本優人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに討論がないようですので、これで討論は終わります。

これより議案第36号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本優人君） 起立多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第37号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉総務課長。

○総務課長（高杉泰治君） それでは、議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について。

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。督促手数料を廃止するため、関係条例を改正しようとするものでございます。

次のページ以降は条例の改正文でございます。

はじめに、このたびの改正に至った経緯をご説明いたします。

これまで本町においては、町税をはじめ使用料等の諸収入について、納期限までに納付されなかった場合には督促状を発送した上で、納付の際に100円の督促手数料を徴収しておりました。令和5年度に地方税統一QRコードを活用した納付が始まりましたが、QRコードで納付では督促手数料を徴収できなくなりました。さらに、国及び地方税共同機構において、地方税以外にもQRコードを活用した公金収納を令和8年9月からの開始に向けて整備を進めており、今後一層QRコードを活用した公金収納の拡大も想定されることから、督促手数料を廃止しようとするものであります。

督促手数料を廃止することにより改正に必要な条例は全18条例でありますので、改正文につきましても、第1条の八峰町税条例の一部改正から第18条の八峰町地域活性化住宅管理条例の一部改正までの全18条となっております。

一部改正の内容といたしましては、いずれも条文中にあります「督促手数料、」とあ

る文言を削るほか、督促手数料たる文言から「手数料」を削り、条文を整理するものがあります。

また、このたびの改正にあたり、督促手数料以外にも文言の整理等が必要な条例につきましては併せて提案しておりますので、その内容についてご説明します。

訂正文だけでは分かりにくいと思いますので、新旧対照表でご説明したいと思いますので、タブレットに掲示してあります第37号督促料の新旧対照表をお開きください。

1 ページ目には、改正文第1条の八峰町税条例の一部改正の新旧対照表であります。同条例第2条第2項中「督促手数料、」を削り、また、第21条で定める督促手数料の定義を削除するものであります。

次の2ページをお開きください。

改正文第2条の八峰町分担金徴収条例の一部改正では、同条例第5条中「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削り、条文を整理するものでございます。

次のページをお開きください。

3 ページから5 ページ目は、改正文第3条の八峰町手数料条例の一部の改正のところで、同条例中の別表の一部の改正であります。

4 ページ目をお開きください。

4 ページ目は現行条例の別表ですが、別表中、戸籍法の次に（昭和25年法律第224号）を、船員法の次に（昭和22年法律第100号）を、クリーニング法（昭和25年法律）の次に「第」を加え、表中の下から2段目の督促手数料1通につき100円を削り、別表を整理するものであります。5 ページ目が整理後であります。

次に、6 ページ目をお開きください。

改正文第4条の八峰町諸収入の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正では、題名中にある「手数料」を削り、八峰町諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例に改めるものであります。同条例第1条中では、「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削るものであります。同条例第3条では、督促手数料を規定していたものを、督促を規定に改めるもので、見出し中、「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削り、同条第1項については、「諸収入の徴収に関し督促状を発したときは、督促手数料を徴収する」を「諸収入金を納期限までに納めない者があるときは、10日以内の期限を指定して納期限後20日以内に督促状を発しなければならない」に改め、同条第2項に定められていた「前項の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。」を削

り、条文を整理するものであります。同条例第4条については、延滞金を規定しているところですが、条例の規定が理解しにくいものとなっていたため、条文を整理するものであります。

次に、7ページをお開きください。

同条例第5条については、「町税の例による。」としていたものを「八峰町税条例（平成18年八峰町条例第62号）の例による。」に改め、条文を整理したものであります。

次に、8ページ目をお開きください。

改正文第5条の八峰町道路占用料徴収条例の一部の改正で、同条例第5条中「督促手数料」となる文言のうち「手数料」を削り、条文を整理するものであります。

次に、9ページ目をお開きください。

改正文第6条の八峰町介護予防・生活支援事業使用料等徴収条例の一部改正であります。ここから10ページの改正文第7条の八峰町農業集落排水施設条例の一部改正、11ページの改正文第8条の八峰町農業集落排水受益者分担金条例の一部改正までは、規定している条それぞれは異なるものの、内容といたしましては「督促手数料」となる文言のうち「手数料」を削り、条文を整理するものであります。

12ページ目をお開きください。

改正文第9条、八峰町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正では、同条例第5条第2項中「第1項」を「前項」に改めるほか、同条例第6条中の「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削り、条文を整理するものであります。

13ページ目をお開きください。

改正文第10条の八峰町漁業集落排水受益者分担金徴収条例の一部改正で、同条例第9条中の「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削り、条文を整理するものでございます。

14ページ目をお開きください。

改正文第11条の八峰町営住宅管理条例の一部改正で、同条例第8条第2項中「第1項」を「前項」に改めるほか、同条例第17条中の「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削り、同条例第18条第2項中「第15条の各号」を「第15条各号」に改め、条文を整理するものであります。

15ページをお開きください。

改正文第12条の八峰町簡易水道給水条例の一部改正で、同条例第34条中の「督促手数

料」とある文言のうち「手数料」を削り、条文を整理するものであります。

16ページをお開きください。

改正文第13条の八峰町公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正で、同条例第9条中の「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削り、条文を整理するものであります。

17ページをお開きください。

改正文第14条の八峰町介護保険条例の一部改正で、同条例第6条中の「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削るほか、同条例附則第3項第1号中の地方税の次に（昭和25年法律第226号）削り、整理するものであります。

19ページ目をお開きください。

改正文第15条の八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部改正で、同条例第5条「保険料の督促手数料」を削ることに伴い、以下の条文が繰り上がることから所要の規定を整理するものでございます。

21ページをお開きください。

改正文第16条の八峰町合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正で、同条例第10条中「前項」を「前条」と改めるほか、同条例第13条中「平成18年八峰町条例」の次に「第」を加え、また、同条例第19条中の「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削り、条文を整理するものでございます。

22ページをお開きください。

改正文第17条の八峰町産業振興用土地貸付譲渡条例の一部改正で、同条例第1条中、八峰町産業振興促進条例（平成24年八峰町条例）の号数が記載されておりましたので、八峰町条例11号に改め、また、同条例第7条第3項中の「手数料」及び「督促手数料及び延滞金」を削り、条文を整理するものでございます。

23ページをお開きください。

改正文第18条、八峰町地域活性化住宅管理条例の一部改正で、同条例第7条第2項中「第1号」を「前項」と改めるほか、同条例第16条中「督促手数料」とある文言のうち「手数料」を削り、同条例第17条第2項中「第14号の各号」を「第14条各号」に改め、同条例第19条第2項中「第1項」を「前項」に改め、条文を整理するものであります。

議案書にお戻りください。

ただいま説明した内容が改正文となります。

また、最後の方ですけれども、附則の第1項において、この条例の施行日は、公布の日からとし、附則の2項で、施行前にした督促に伴う督促手数料については、従前の例によることを経過措置として規定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。
6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） 今、QRコードから納税してる町民は全体の何割くらいか、お分かりになりますか。

○議長（山本優人君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えいたします。

QRコードで納付してる割合につきましては、ちょっと現時点で把握しておりません。申し訳ございません。後ほどお答えしたいと思います。すいません。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第38号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） 議案第38号についてご説明いたします。

議案第38号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 10 日 提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由であります。子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、八峰町国民健康保険の安定的な財政運営を継続するため、国民健康保険税の税率の見直し等所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするものです。

次のページ以降が条例の改正文になりますが、改正の内容につきましては別紙の説明資料によりご説明いたします。タブレットの議案第38号説明資料をご覧ください。

このたびの改正については、国の制度新設に伴い、当町の国保においても令和 8 年度から子ども・子育て支援金を国へ納めることが必要となったため、子ども・子育て支援金分の保険税を新たに課税徴収することとなりました。

改正の内容は、（ア）から（ウ）まで大きく 3 点ございます。

まず（ア）ですけれども、子ども・子育て支援納付金の課税額に係る所得割額・平等割・均等割・18歳以上被保険者均等割額を新たに創設し、税率・税額・限度額を設定しております。また、18歳未満の被保険者均等割額の軽減に関する規定も追加しております。

次に（イ）です。国の政令等の改正に伴いまして、医療分の限度額が66万円から67万円に 1 万円引き上げられたほか、軽減基準額も変更されております。

次の（ウ）の税率の見直しについてです。このたび新設された子ども・子育て支援納付金の課税に伴いまして、トータル的に国保税の負担が大きくなるように、他の税率区分においても税率を見直ししておりますが、こちらの内容は八峰町国民健康保険運営協議会での答申に基づくものでございます。

次の 2 ページ目をご覧ください。

改正前と改正後の比較表です。従来の税率が中段の「令和 7 年度まで」の部分です。改正後の税率が上段の「令和 8 年度から」となっております。左端の区分のとおり、国保税は所得割・均等割・平等割の 3 区分で課税され、それぞれ医療分・後期支援分・介護分で税率等が設定されております。

令和 8 年度の欄の赤字の部分、こちらがこのたびの新設された子ども・子育て支援分ですけれども、所得割が0.31%、均等割額が1,300円、18歳以上均等割額が60円、平等

割額が1,000円となっておりますが、令和7年度と比較したものが表の下の「差額」の部分です。所得割額については、医療分が1.3%、介護分0.4%をそれぞれ引き下げております。平等割額については、医療分で4,000円引き下げており、子ども・子育て支援分を含めた合計では、右端のとおり、所得割額で1.39%の減、均等割額は1,360円の増、平等割は3,000円の減となっております。

次の3ページからは、これら税率等の改正について4つのモデルケースで税額を試算した結果となります。

なお、表内の括弧内のものが改正前との差を表しております。

まず、この3ページ、ケース①は、年金収入で65歳以上単身世帯、世帯所得40万円の場合ですけれども、合計では改正前から500円の減となっております。

続きまして4ページのケース②です。年金収入の夫婦世帯で世帯所得が150万円の場合ですが、こちらは同じく1万200円の減となっております。

それから、次の5ページ、ケース③では、40歳未満夫婦と未就学児1人の3人世帯の場合ですけれども、改正前と比較しまして2万500円の減となっております。

また、次のページ、6ページのケース④、40歳以上のご夫婦、小学生、未就学児の4人世帯の場合では、改正前と比較しまして4万8,700円の減少と推計しております。

いずれも令和8年度の負担額につきましては、いずれも改正前よりも減少するものと見込んでおります。

最後の7ページをご覧ください。

こちら税率改正後の税収の見通しについてです。このたびの税率改正案では、子ども・子育て支援分が新規で追加されましたけれども、他の区分で税率を下げることによりまして、総額では税率を下げることになりました。そのため、税率改正案で推計しますと、今後3年間の税収の見込み額は現税率よりも毎年1,000万円ほど減少する見通しでございますが、表の一番下の収入見込みのとおり、令和8年度から令和10年度にかけて各年度で黒字となる試算をしております。

なお、今後も3年程度の期間を基本としまして、適正な税率設定について国保運営協議会に諮りながら努めてまいります。

最後に附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の八峰町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度の国民健康保険税に適用し、令和7年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例によります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第38号について質疑を行います。質疑ありませんか。
5番福士久明君。

○5番（福士久明君） この2番目の資料によりますと、限度額が113万円。こういう方々というのは、所得がこれで、所得に13.71%かかりますので、大体所得で830万円ぐらい。それであと売上げが2,000万円近い農家の方々だと思います。こういう方は今年度何人ぐらいいますか。

○議長（山本優人君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） ただいまの福士議員のご質問にお答えいたします。

限度額についてのご質問ですけれども、令和6年度と令和7年度を申し上げますが、令和6年度の医療分の限度額に達した方、世帯が10世帯、後期支援分が7世帯、それから介護分につきましては16世帯が限度額を超えておりました。同じく令和7年度につきましては、医療分が24、後期支援分が18、介護分が20というふうに伸びてきております。
以上でございます。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。5番福士久明君。

○5番（福士久明君） それでは総額で、限度が113万円以上の人は何人いますか。どのぐらい増えたんですか、今年度は。米の高騰によりまして。

○議長（山本優人君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） ただいまの福士議員のご質問にお答えいたします。

令和8年度に関しては、この税率が可決された後に計算されるものと思っておりますので、現時点ではちょっとお答えできない。ご容赦いただきたいと思います。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。5番福士久明君。

○5番（福士久明君） 反対討論を行います。

まずこれで2割、5割、7割の減免世帯は子ども・子育て支援が上乗せしても減額に

なり、大変よいことだと思います。しかし、限度額の世帯はほとんど米農家だと私は思うんですけども、米の高騰によりましてこの限度額まで税金を取られると。それで、その農家の収入というのは、この所得、所得、収入が増えても、たぶん多くの農家の方々は多額のトラクターや性能のいい機械を持っていないと大規模化をやることはできません。そういう機械などの多額の負債を抱えており、頑張っておるわけでありまして。そして経営も決して楽ではありません。そして、この所得、この所得を出す時に売上げからいろんな減価償却やいろんな経費を差し引いて、初めて所得として税務署で、税務課で認めてくれるわけです。しかし、農家にはそれ以前の積み重なった負債というものがみんな持っています。そういう負債をこういう時に、余裕ある時に支払いして楽したいと考えるわけでありまして。それに多額のその負債のある方は、こういう余裕がある時に負債をなくして、いい経営に持っていこうとするわけでありまして、こういう税金、国保税の税金だけで、これは減額していると書いておりますが、こういう限度額に近い収入のある方は113万円という増税になっております。昨年よりも4万円増税になります。こういう国保税だけでも113万円も取られるようなこういう施策では、今後の農業経営にこれを苦しませる原因となると思います。

だから私はこれに反対討論ということでお願いします。

○議長（山本優人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本優人君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

休憩します。11時5分まで休憩といたします。

午前11時00分 休 憩

.....
午前11時05分 再 開

○議長（山本優人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、議案第39号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君）　ご説明いたします。

議案第39号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

令和8年6月10日提出

八峰町長　堀　内　満　也

提案理由でございますが、令和7年度税制改正に伴い介護保険法施行令が一部改正され、令和8年度における前年度非課税者に係る介護保険料の減免（「特例減免」といいます。）が可能とされたことから、関係する本条例の一部改正をするものでございます。

次のページが改正文です。

第8条は保険料の減免規定になりますが、これに第6号として「特別な理由がある場合」を追加し、同条第2項には、申請書の提出を求めるものでございますが、ただし書きとして「町長が特に認める場合は、この限りではない。」と追記し、申請を求めないとするものであります。

施行日は、この条例は、公布の日から施行するとされております。

これだけでは少しご説明不足かと思いますので、改正の内容やその背景についてご説明したいと思います。

令和8年度限定で介護保険料の特例措置が前提としてございます。令和7年度税制改正によって、資料の中段にあります①②、どちらにも該当する方たちの給与所得控除が10万円引き上げられました。介護保険においては、この税制改正を遮断して算定を行うという趣旨の施行例の一部改正が特例措置の内容であります。

次のページの上段には特例措置の例がございまして、給与収入100万円とすると、町民税は令和7年度は課税と判定されますが、税制改正後は非課税と判定されることとなります。ただし、この特例措置においては、この影響を遮断して令和7年度の保険料段階として令和8年度の保険料を算定するというところでございます。この特例措置に関しての条例改正はございませんが、これは町条例にあります保険料の段階が介護保険法施行令を引用しているからでありまして、引用先の施行令がこのたび改正され、自動的に引用を適用しているということでございます。

では、それを踏まえまして今回の条例改正でございまして、特例措置に対する特例減免、これに対応できるように改正するというものでございます。特例減面というのは、令和7年度、令和8年度、両年度とも町民税非課税の場合、特例措置とせず非課税とし

て保険料を算定するということでございます。減免に関しては条例の根拠に基づき実施することがふさわしいことから、条例本則第8条の減免要件に「特別な理由がある場合」として加え、申請書についても「ただし、町長が特に認める場合には、この限りでない。」と加えることによって、その提出を不要とするものでございます。

なお、特例減免の対象者につきましては、税情報により自動適用させ、申請することなくあらかじめ減免を適用した保険料を通知するよう、現在鋭意精査中でございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） これより議案第39号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第40号、八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本建設課長。

○建設課長（山本 実君） 議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号、八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。持続可能な上下水道事業のための適切な料金等について審議を行うことを目的とした審議会を設置するためであります。

このたびの改正は、審議会の設置に係る所要の規定を整備するための改正でございます。

す。公営企業会計の経営状況につきましては、一般会計に依存した厳しい経営状況となっており、今後も老朽化した施設の更新需要の拡大、人口減少による料金の収入の減少など、ますます厳しい状況となる見込みであります。上下水道事業は町民にとって非常に重要なライフラインであることから、将来にわたって持続可能な経営を目指す上で適切な料金の設定が必要と考えております。そのため、審議会を設置し、今年度から水道料金についての検討を始めたいと考えているものでございます。

右側をご覧ください。条例の改正文でございます。

本則に次の1条を加えるものであります。第9条、水道事業等の経営に関する事項を調査審議するため、八峰町上下水道事業経営審議会を設置することができるとするものです。続きまして、第2項は審議事項について、第3項は審議会委員の人数について、第4項は審議会委員の構成について、第5項は審議会委員の報酬について、第6項は前各項に定めるもののほか、前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、審議会設置要綱で定めるとするものです。

この条例の施行期日は、公布の日からとしております。

なお、新旧対照表を提出をしておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第40号について質疑を行います。質疑ありませんか。

6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） 第9条4項の（3）ですけども、水道、下水道のいずれかを使用している者、これは一般の町民ということになりますよね。これはどのようにして選ぶのでしょうか。

○議長（山本優人君） 山本建設課長。

○建設課長（山本 実君） ただいまの奈良議員の質問にお答えいたします。

第4項の水道、下水道のいずれかを使用している者というのは、一般町民で畑作やしいたけ栽培等の関係者を想定しております。

以上になります。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山本優人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第41号、八峰町公共施設等総合管理基金条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本財政課長。

○財政課長（岡本勇人君） 議案第41号についてご説明いたします。

議案第41号、八峰町公共施設等総合管理基金条例制定について。

八峰町公共施設等総合管理基金条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、公共施設等の総合的な管理に要する経費の財源に充てるため、八峰町公共施設等総合管理基金を設置することについて、議会の議決を求めるものでございます。

本条例制定の経緯についてご説明いたします。公共施設等の適切な管理につきましては、施設の老朽化に伴い維持管理経費が増加することが町財政の負担となることや、人口減少や少子高齢化等により公共施設等の利用需要が建設当時とは変化していることを踏まえ、公共施設等の全体の利用状況を把握し、更新や統廃合、長寿命化を計画的に進めるとともに、使われなくなった施設の除却を進めることで、公共施設等の配置の最適化を図ることが財政の健全化に取り組む上で大変重要になっております。これら公共施設等の総合的な管理に要する経費の財源に充てる特定目的基金を設置し、適切に運用することで施設の管理を計画的に推進し、維持管理経費の節減と財政負担の平準化を実現するため、本条例を制定するものでございます。

次のページをご覧ください。条例文の全文でございます。

条例は全7条で構成しております。

説明は、別に提出しております議案第41号説明資料を使ってご説明いたします。

文字が小さいので拡大してご覧ください。

第1条は、基準設置の目的を公共施設等の総合的な管理に対する経費の財源に充てるためと規定しております。

第2条は、基金への積立額に関する規定ですが、町の会計は地方自治法で1会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされているためでございます。

第3条は、基金は公金でありますので、その管理は安全かつ確実な方法によらなければならないことを規定しております。第2項は、債権運用を行うことを可能とするための規定でございます。現在、将来の取り崩し見込みを立てた上で、余裕金があると見込まれる場合は金融機関への預金より多くの運用益を生む可能性がある債権運用を、財政調整基金等、一部の基金で実行しております。本基金においても将来的に債権運用を行う場合を想定し、あらかじめ規定しておくものでございます。

第4条は、第3条に規定する運用により生じた預金利子等の収益は、一般会計予算に計上して処理すること規定しております。

第5条は、基金の処分する場合の目的について規定したものであり、1、公共施設等の集約化、複合化又は機能統合に係る経費の財源に充てる時。2、公共施設等の長寿命化に係る経費の財源に充てる時。3、公共施設等の除却に係る経費の財源に充てる時。4、預金債権との相殺のために町債の償還に充てる時。の4項目に限定することとしております。

第6条は、繰替運用に関する規定でございますが、繰替運用とは、財政運営上、資金を要する時に基金として保管している現金を一時的に債権現金として借り入れる運用のことでございます。実務では金融機関からの一時借り入れにより対応しており、現在も行っておりません。

第7条は、規則への委任に関する規定でございます。基金の運用や処分に関し、具体的な取扱いを規定する場合に規則で定める場合がありますので、そのことを規定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第41号について質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） 全協の説明資料の中では、公共施設に道路、橋梁も含まれると記載してあったと思うんですけども、水道の水道管の更新とかそういうものも含まれるのでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。岡本財政課長。

○財政課長（岡本勇人君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えをいたします。

全員協議会でもご説明をいたしましたが、公共施設等の定義につきましては、公共施設、建物と、それからインフラ施設、道路、橋梁、その他水道、あ、上下水道施設、これらも含まれますので、定義としては対象であるというふうに考えております。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第42号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 議案第42号についてご説明いたします。

議案第42号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

1. 物 品 名 消防ポンプ自動車

2. 取 得 金 額 2,761万円

3. 契約の相手方 能代市能代町字中川原33番地57

株式会社能代消防センター

代表取締役 川間一平

4. 支出項目 令和8年度八峰町一般会計

9 款 消防費

1 項 消防費

2 目 消防施設費

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由であります。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

説明資料の方をご覧ください。

八峰町消防団第1分団配備の消防ポンプ自動車についてでございます。写真に写っておりますのは、令和6年度に第12分団、中浜の方に配備されました消防ポンプ自動車でありまして、今回も同タイプの車両の配備を予定でございます。

2ページの方のお進みください。

町の消防車両の更新計画であります。表のNo. 1、オレンジ色の方にマーキングされておる箇所をご覧ください。現在配備されております第1分団、水沢の消防ポンプ自動車は、平成14年12月に初動登録されておりまして、登録から23年の経過となっております。町では概ね20年以上経過した消防車両を更新する計画を立てておりまして、本年度において更新に該当している車両を購入するためのものでございます。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番奈良聡子さん。

○6 番（奈良聡子さん） 概ね20年以上を目処に更新するという説明でしたけれども、この25年とか27年経過してるもの、これ更新なしとなっておりますけど、この理由は何でしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 奈良議員のご質問にお答えします。

ただいま八峰町において消防団の再編成の計画を進行中でございます。そのため、今後合併となり得る消防団に関しまして車両の必要性などを考慮いたしまして、ここの紫色といいますか、に色付け、マーキングしております分団に関しましては、ほかの分団、合併するであろう分団の方で新しい車両の方がございますので、改めて更新する必要はないというふうな判断のもと、こちらの方、備考欄の方に更新なしと記載させていただいております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第43号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本建設課長。

○建設課長（山本 実君） 議案第43号についてご説明いたします。

議案第43号、工事請負契約の締結について。

令和8年5月27日に指名競争入札に付した「埴地区配水管更新工事」について、下記のとおり契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 埴地区配水管更新工事

2. 契約金額 2億790万円

3. 契約の相手方 住所 秋田県山本郡八峰町八森字和田表121番地

大森建設株式会社八森本店

本店長 大森啓正

4. 支 出 項 目 令和8年度八峰町簡易水道事業会計（4条予算）

1 款 資本的支出

1 項 建設改良費

1 目 施設改良費

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

説明資料につきまして、工事箇所や概要等についてタブレットの方に関係資料を掲載しておりますのでご覧ください。

今回の工事は、古くなった配水管の更新工事でございます。場所は旧塙川小学校付近から村自治会館付近までで、工事延長は1,835.6mとなっております。工事は2か年工期で、令和8年度は旧塙川小学校付近から高杉自動車付近までを、令和9年度は高杉自動車付近から仲村自治会館付近までを計画しております。

なお、工期は契約の翌日から令和10年3月24日としております。

説明は以上になります。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第44号、令和8年度八峰町一般会計補正予算（第1号）を議題としま

す。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第44号、令和8年度八峰町一般会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

令和8年度八峰町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,914万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,114万8,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、地方債の追加及び変更で、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

4ページをお開きください。

第2表、地方債補正ですが、まず地方債の追加につきましては、ハタハタ館改修事業として館内エアコン冷温水機の配管等更新工事に充当するため、過疎対策事業債1,590万円を追加するものでございます。次の地方債の変更につきましては、今年度の過疎対策事業債のソフト分の配分額が当初予算の見込み額を上回ったことから、増加分をスクールバス運行事業に充当するもので、6,060万円に220万円を追加し、6,280万円とするものでございます。

8ページ・9ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

はじめに、歳入についてでございます。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金は、町外に通園する保育所等の施設型給付費について、国の公定価格が改定されたため、国庫負担金22万4,000円を追加もので、一つ飛んでいただきまして、16款県支出金1項1目民生費県負担金2節児童福祉費負担金につきましても、同じ理由で県負担金7万4,000円を追加するものでございます。

一つ上の方に戻っていただきまして、15款国庫支出金3項2目民生費委託金につきましては、本年4月より子ども・子育て支援金制度が開始されたことに伴う国民年金事務

の一部変更に対応するための住民情報システムの改修費に対する交付金108万8,000円を追加するものでございます。

次に、一番下の16款県支出金2項4目農林水産業業務費県補助金1節農業費補助金につきましては、まず新規就農者育成総合対策事業補助金について、補助率の引き上げがあったことから86万8,000円を追加するもので、また、雪害対策緊急支援事業補助金につきましては、今年の冬の雪害により倒壊した農業用ハウスの再建費用に対する県の助成で、707万1,000円を追加するものでございます。

10ページ・11ページをお開きください。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金につきましては、寄附金分の繰入金が24万4,000円の追加となっておりますが、この内訳は、生薬栽培事業分として72万8,000円の追加で、いま一つは、A I の活用による英語教育強化事業分として48万4,000円の減額となっております、合わせて24万4,000円の追加となっているものです。それぞれの内容ですが、まず生薬栽培事業分については、農家への生薬栽培助成金の財源として龍角散からの寄附金を積み立てた分のうち72万8,000円を充当するものです。また、A I の活用による英語教育強化事業分については、2つ下の21款諸収入にもあるとおり、国から事業を委託された事業者から町に受託事業収入が支払われることとなったため48万4,000円を減額するという内容で、合わせて24万4,000円の追加となっているものでございます。

次に、20款繰越金は、一般財源として2,230万3,000円を追加するものでございます。

次に、21款諸収入4項受託事業収入3目教育費受託事業収入につきましては、先ほども申し上げましたが、A I の活用による英語教育強化事業について、国の事業を委託された事業者から町に事業を委託する分の受託事業収入として305万円を追加するものでございます。

次の5項雑入につきましては、今年の冬の豪雪により破損した岩子生活改善センター屋根修繕工事へ充当する町有建物共済金1,612万6,000円を追加するものでございます。

12ページ・13ページをお開きください。

次に、22款町債につきましては、5目教育債は、今年度の過疎対策事業債のソフト分の配分額が当初予算の見込み額を上回ったことから増加分をスクールバス運行事業に充当するもので、220万円の追加でございます。

また、6目商工債は、ハタハタ館の改修事業に充当する過疎債を1,590万円追加する

ものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

このたびの補正予算には人件費の補正が含まれておりますが、4月定期人事異動に伴う増減となっておりますので、その部分についての説明は省略させていただき、その他の事項についてご説明いたします。

それでは、16ページ・17ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費9目自治振興費につきましては、今年の冬の豪雪により破損した岩子生活改善センターの屋根のアスベスト調査委託料と修繕工事費、合わせて1,612万6,000円を追加するものでございます。

なお、資料として破損状況の画像データをタブレットに掲示しておりますので、併せてご覧になっていただきたいと思います。後ほどご覧になっていただきたいと思います。

次に、11目地域情報化事業につきましては、東北電力が実施する電柱移設工事に伴い、添架されている町の光ケーブルの移設工事負担金167万5,000円を追加するものでございます。

次に、2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費につきましては、全国の自治体で運用する地方税ポータルシステムについて、秋田県町村電算システム共同事業組合が行うシステム改修の負担金375万7,000円を追加するものでございます。

18ページ・19ページをお開きください。

中ほどの3款民生費1項社会福祉費3目障害福祉費につきましては、障害福祉サービス等の報酬改定に伴い、秋田県町村電算システム共同事業組合が行うシステム改修の負担金23万3,000円を追加するものでございます。

20ページ・21ページをお開きください。

3款民生費1項6目介護保険費12節委託料につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料として41万8,000円を追加するものです。

また、18節負担金、補助及び交付金につきましては、負担限度額認定証の様式改正に伴う秋田県町村電算システム共同事業組合が行うシステム改修の負担金として60万円追加するものでございます。

次の2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、町外に通園する保所等の施設型給付費について、国の公定価格が改定されたため、町の負担金37万1,000円を追加するものでございます。

次に、3 項国民年金費 1 目国民年金事務費につきましては、いずれも秋田県町村電算システム共同事業組合が行うシステム改修に対する負担金で、1 つ目の令和 7 年度税制改正に伴う改修作業分につきましては、負担金が確定したため 9 万 9,000 円を減額するもので、次のページを開いていただきまして、2 つ目は本年 4 月から子ども・子育て支援金制度が創設されたことに伴う改修作業分として 66 万 2,000 円を追加するもので、合わせて 56 万 3,000 円を追加するものでございます。

24 ページ・25 ページをお開きください。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費 18 節負担金、補助及び交付金につきましては、1 つ目の新規就農者育成総合対策事業補助金については、全額県からの補助金ですが、補助金の額が増額になったことにより 86 万 9,000 円を追加するもので、2 つ目の雪害対策緊急支援事業費補助金につきましては、今年の冬の雪害により倒壊した農業用ハウスの再建費用を助成するため県と協調して行う補助金で、1,060 万 1,000 円の追加でございます。3 つ目の振興作物生薬栽培助成金につきましては、対象となる 13 農家への助成金で 72 万 8,000 円を追加するものですが、龍角散からの寄附金を充当するものでございます。

28 ページ・29 ページをお開きください。

7 款商工費 1 項商工費 3 目観光費につきましては、今年 9 月に青森県、秋田県、深浦町と本町がモンベルと連携して開催予定の環境スペースイベント「SEA TO SUMMIT」の準備及び開催経費で、全部で 380 万円を追加するものでございます。

次に、5 目ハタハタ館管理費につきましては、館内エアコンの冷温水機の配管等更新工事費 1,600 万円を追加するものでございます。

34 ページ・35 ページをお開きください。

10 款教育費 1 項教育総務費 3 目教育助成費につきましては、A I の活用による英語教育強化事業について、国からの受託事業が採択となったことから事業の関係経費として 229 万円を追加するものでございます。

36 ページ・37 ページをお開きください。

10 款教育費 4 項幼稚園費 2 目八森子ども園費 10 節の需用費につきましては、エアコンが不調で、点検の結果、5 基ある地中熱ヒートポンプ冷媒配管系統ユニットの 1 基が故障していることが判明し、その修繕料として 199 万 2,000 円を追加するものでございます。

次の 38 ページ・39 ページをお開きください。

中ほどの10款教育費 6 項保健体育費 2 目学校給食共同調理場運営費10節需用費につきましては、給食センターのキュービクルについて、3月の委託業者の点検により高圧コンデンサーにP C B、いわゆるポリ塩化ビフェニルが使用されている可能性があることが判明しました。P C Bは法律で令和9年3月までに適切に処分することが義務づけられておりますので、高圧コンデンサーを取り替えるため修繕料として97万9,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（山本優人君） これより議案第44号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番須藤正人君。

○10番（須藤正人君） 17ページに岩子の会館のですね屋根修繕料があります。アスベストの調査に40万少し、これはアスベストがその屋根材料にもう含まれていると、含有してるということでこの調査費を見込んでいるのでしょうか。で、どういう材料がこの屋根に使われていて、そしてそれを調査するということなんでしょうか。それで、もしそれが含有されていとなれば、アスベストの場合は非常に除去費用もかかるわけですね。工事也非常にかかるわけです。それを含めたこの1,500万円という、非常に我々から考えますとですね、屋根工事に1,500万円もかかると、民間では少し考えられない金額なわけです。その辺のところをご説明をいただきます。

○議長（山本優人君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉総務課長。

○総務課長（高杉泰治君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

岩子の屋根修繕工事のアスベスト調査でございますが、業者さんから見積書をもらった段階で、もう例えば軒天の部分、そちらの方は壊れてるんですけども、アスベストがもう対象になるようなものだというふうにお聞きした上で、アスベストの調査を行うような事業者の方にも確認したところ、やはり事前にアスベストの調査が必要なものだということをお聞きしましたので、アスベストの方の事前調査のものを予算計上したものであります。

また、今回の修繕工事の中でも、その軒天部分のものに関しましてはアスベストの除去に関する費用も含めて計上しております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。10番須藤正人君。

○10番（須藤正人君） これ業界で言う軒天の材料というのは、防火板という材料ですね。この防火板にですよアスベストがどのくらい含有してるのか。これを調べるわけですね。もう一つね同じような商品で大平板というのがあります。これは非常に含有しております。ところがこの防火板というのはそれほどアスベストは入っていない。我々、まあそういう商売をやっていたからですね。ところがこの防火板処理にですよ、調査が四十数円かかって、そして工事料もこういうふうに大きくなるということはですね、私は少し納得行かないんですよ。民間でですよ、屋根工事、まあ岩子の会館がどのくらいの平米数があるのか分かりませんが、屋根を取り替えるのに1,500万円はかからないでしょう。まあ入札なるんでしょうけども。どうもですね、この予算の置き方にもう少し慎重に配慮した方がいいのではないかというふうに思います。

○議長（山本優人君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉総務課長。

○総務課長（高杉泰治君） ただいまの須藤議員の再質問にお答えいたします。

今回のまずアスベストの事前調査の方ですけれども、試験の検体のほかに場所がちょっと高いところもあるということで、高所作業車の方も使用するという内容のものでちょっと積算している関係で、少し高いような形で計上されているものでございます。

また、壊れたその部分のアスベストですけれども、そちらの方につきましては軒天にケイカル板の解体ということで、こちらの方にアスベストが含有している可能性がかなり高いということとなっております。

また、修繕の規模なんですけれども、岩子のセンターそのものの延べ床面積なんですけれども、こちらの方294.8㎡というまず建物の、結構こう自治会館としては非常に大きい建物です。そちらの方で屋根の方なんですけれども、まあ約400㎡ぐらい取り替えが必要になるということが見込まれておりますので、まずそちらの方を計算していった結果、このような修繕費の金額となっております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本優人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

(「議長、討論がない」と呼ぶ者あり)

○議長(山本優人君) 失礼しました。元へ。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本優人君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本優人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は午後1時から再開いたします。

午前11時55分 休 憩

.....

午後 1時00分 再 開

○議長(山本優人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤防災町民課長より議案第36号について発言を求められております。工藤防災町民課長。

○防災町民課長(工藤善美君) 福士議員の方から外国人労働者の人数についてご質問をいただいております件についてご回答いたします。

労働者にあたります在留資格の方が、技能実習にあたる外国人の方は36名でございました。

以上です。

○議長(山本優人君) 成田税務会計課長より議案第37号について発言を求められております。成田税務会計課長。

○税務会計課長(成田拓也君) 午前中の本会議で奈良議員からご質問ありました、納税

者のうちのQRコードの納付の状況について回答いたします。

令和6年度と令和7年度の2か年の実績を申し上げます。令和6年度の合計納付延べ件数が9,801、そのうちの共通納税が756件です。割合でいきますと7.7%を占めておりました。令和7年度の実績につきまして、合計が9,753に対して共通納税が1,571件で、割合ですと16.1%という状況でございます。

○議長（山本優人君） それでは、休憩前の議案から会議を進めます。

日程第13、議案第45号、令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第45号、令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

令和8年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,014万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,149万8,000円とするものです。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

歳入につきましては、6・7ページ目をご覧ください。

歳入、1款国民健康保険税であります。先ほどの条例改正によります税率改正に基づく補正となっております。1節医療給付費分現年課税分が1,239万3,000円の減額、2節後期高齢者支援金分現年課税分が128万2,000円の減額、3節介護納付金分現年課税分が53万円の減額となっております。4節子ども・子育て支援納付金分現年課税分につきましては、これもやはり条例改正による根拠をもって今回新たに462万円を追加するので、合計1,014万3,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、8・9ページ目をご覧ください。

8・9ページをお願いいたします。

歳出、3款国民健康保険事業納付金に新たに子ども・子育て支援納付金を加え、424万9,000円を追加する補正となります。

なお、納付金につきましては、県からの内示額となっております。

6 款基金積立金の1,439万2,000円の減額につきましては、歳入の減額に伴い基金積み立てを合わせて減額するものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第45号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第46号、令和8年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第46号、令和8年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）。

令和8年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,050万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

先ほどと同じように6・7ページ目をご覧ください。

歳入、4款1項1目繰越金を22万7,000円減額し、次の8・9ページにあります歳出、3款1項1目医科一般管理費に同額の22万7,000円を増額とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、4月の人事異動の人件費を反映させたものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第47号、令和8年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。山本建設課長。

○建設課長（山本 実君） 議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号、令和8年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和8年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定める収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。第1款水道事業収益、第2項営業外収益に658万2,000円を追加し、補正後の額を2億3,040万2,000円とするものです。

次に支出です。第1款水道事業費用、第1項営業費用に706万5,000円を追加し、第4項予備費より48万3,000円を減額し、補正後の額を2億3,040万2,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、予算第8条に定めた職員給与費936万円に48万2,000円を追加し、984万2,000円とするものです。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

この補正予算の内容につきましては、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので、そちらの方をご覧ください。

このたびの補正は、沢目浄水場の管理棟屋根の修繕と、人事異動に伴う人件費の補正となっております。

次のページをご覧ください。

沢目浄水場の管理棟屋根につきましては、積雪により破損していることから、その復旧費に係る費用として修繕費及びアスベストの調査委託料を補正するものとなっております。

前のページにお戻りください。

なお、本物件につきましては、建物損害保険に加入しており、損害保険金の収入が見込まれることから、収益的収入の補正として保険金収入分を雑収入に計上しております。また、予算上の収支の均衡を図るため、予備費を減額補正しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第48号、令和8年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題

とします。

当局の説明を求めます。山本建設課長。

○建設課長（山本 実君） 議案第48号についてご説明いたします。

議案第48号、令和8年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和8年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款特定環境保全公共下水道事業費用、第1項営業費用は46万1,000円を減額、第3款漁業集落排水事業費用、第1項営業費用は1万8,000円を追加、合わせて44万3,000円を減額し、補正後の額を4億6,282万3,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、予算第8条に定めた職員給与費2,632万2,000円に44万3,000円を減額し、2,587万9,000円とするものです。

令和8年6月10日提出

八峰町長 堀 内 満 也

今回の資料につきましては、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので、併せてご確認ください。

このたびの補正は、人事異動に伴う人件費の組み替えによる補正となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第17、請願第1号、ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を検討することを求める請願書を議題とします。

紹介議員である6番議員の説明を求めます。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を検討することを求める請願について趣旨説明をいたします。

近年全国的にツキノワグマの市街地への出没が多発し、人身被害が相次いでいます。特に昨年、秋田県では出没件数、捕獲頭数ともに全国最多となり、当町においても能代山本地域で唯一陸上自衛隊の派遣を要請するなど、クマ対策に追われた1年でした。

人口減少に伴い、里山の手入れが行き届かなくなったことや放置された果樹など、ツキノワグマ出没多発の背景には様々な要因がありますが、今後もこの状況が続くものと予想されます。この状況に鑑み、林野庁は森林環境譲与税の活用事例としてツキノワグマ対策を示しました。しかしながら、秋田県の対応や自治体との連携はまだ十分とは言えません。令和元年度から森林環境譲与税が譲与され、当町では主に地籍調査、測量、台地整備などの森林経営管理事業に充ててきましたが、緩衝帯整備などのクマ対策にも森林環境譲与税を活用することで、森林の公共的機能強化という税の目的に適い、住民の安全にも資するものと考え、以下、請願いたします。

請願事項。

1、八峰町の森林環境譲与税の使途として、林野庁の例示を参考に、積極的にツキノワグマの市街地への出没対策の財源として活用すること。

2、森林環境整備の名目で可能な里山整備や人材育成を通して、間接的にツキノワグマ対策に繋がる長期的な計画を策定し、今後も森林環境譲与税を財源として積極的に活用すること。

以上、よろしくご審議の上、採択となりますようお願い申し上げます。

○議長（山本優人君） お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより請願第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本優人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。11番笠原吉範君。

○11番(笠原吉範君) 私は、この請願に対して反対の立場から討論をいたします。

請願趣旨の中にある、森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取り組みについて(通称:ポジティブリスト)とありますが、この林野庁のホームページからポジティブリストというのを見ました。その中にですね、森林整備の中に「鳥獣被害、森林病虫害対策」という欄がありまして、これを読みますが、「森林整備に従事する作業員等のクマ等野生鳥獣からの安全確保のための対策」ということになっております。それでまた林野庁が11月7日に各都道府県の林務担当部長に宛てた資料によりますと、「林内で作業をする林業従事者の安全確保のため、森林整備事業・治山事業においては、鈴やクマ撃退スプレーの導入など安全対策に関わる費用を安全費に計上できる」とあります。これはですね市街地に出るクマの対策として使えるお金ではないということです。あくまでも作業員の安全を守るための経費でありまして、これを、この森林環境譲与税をですね市街地に出没するクマ対策に充てるというのは、林野庁の趣旨に沿っていないと思われます。

もちろん市街地にクマが出没する、これは阻止しなければいけません。これは国、県、町が一体となっていくべきであって、この森林環境譲与税を使うというのは林野庁の趣旨に沿っていないという理由で私は反対をいたします。

○議長(山本優人君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本優人君) ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。この採決は起立で行います。請願第1号、ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を検討することを求める請願書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(山本優人君) 起立少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、明後日12日午前10時より開会し、一般質問を行います。
これにて散会します。お疲れ様でした。

午後 1時22分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 山 本 優 人

同 署名議員 6 番 奈 良 聡 子

同 署名議員 7 番 腰 山 良 悦

同 署名議員 8 番 伊 藤 一 八

令和 8 年 6 月 八峰町議会定例会会議録（第 2 日）

令和 6 年 6 月 1 2 日（金曜日）

議 事 日 程 第 2 号

令和 8 年 6 月 1 2 日（金曜日）午前 1 0 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 常任委員会の閉会中の継続審査について

第 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第 5 常任委員会の閉会中の所管事項の調査について

出席議員（12人）

1 番 薩 摩 晃 大	2 番 山 本 昌 子	3 番 菊 地 薫
4 番 若 狭 敏 春	5 番 福 士 久 明	6 番 奈 良 聡 子
7 番 腰 山 良 悦	8 番 伊 藤 一 八	9 番 皆 川 鉄 也
10 番 須 藤 正 人	11 番 笠 原 吉 範	12 番 山 本 優 人

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長 堀 内 満 也	副 町 長 田 村 正
教 育 長 鈴 木 洋 一	総 務 課 長 高 杉 泰 治
財 政 課 長 岡 本 勇 人	企画政策課長 門 脇 朝 哉
建 設 課 長 山 本 実	防災町民課長 工 藤 善 美
農林水産課長 堀 内 和 人	商工観光課長 若 狭 正 和
税務会計課長 成 田 拓 也	福祉保健課長 菊 地 俊 平
学校教育課長 山 本 望	生涯学習課長 鈴 木 美由紀
農業委員会事務局長 内 山 直 光	

議会事務局職員出席者

議会事務局長 石 上 義 久	議会事務局庶務係 成 田 礼
----------------	----------------

午前１０時００分 開 議

○議長（山本優人君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、９番皆川鉄也君、10番須藤正人君、11番笠原吉範君の３名を指名します。

日程第２、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番笠原吉範君。

○11番（笠原吉範君） おはようございます。傍聴者の皆様には朝早くからご苦勞様でございます。久しぶりにですね傍聴席がにぎやかなので、いささか緊張しておりますが、一般質問を始めたいと思います。

議席番号11番、笠原吉範、通告に従いまして一般質問を行います。

質問の内容は、徒歩圏内児童生徒のスクールバスの乗車についてであります。

文部科学省は昨年10月30日に、「クマの出没に対する学校及び登下校の安全確認について」と題し、「全国的にクマの被害が発生していることを踏まえ、児童生徒の安全を確保するための留意点を示しますので、学校及び登下校の安全確保について各地域の実情に応じた対策の検討や注意喚起等をお願いします。」として全国の教育委員会に通知いたしました。県教育委員会は６月１日、クマが学校や通学路に近寄るのを防ごうと、目撃があった地域の学校を重点的に警備会社に委託し、学校周辺での巡回や爆竹による追い払いを始めました。これを受けて、鈴木知事は６月６日、ＳＮＳを更新し、「通学路の安全確保について」と題し、次のように述べています。「特に子どもの被害だけは何としても防がなければならないとの決意で、市町村や教育委員会、そして県警察に協力を要請しています。学校の近くで目撃が相次いでいることを受け、今月初めから警備会社による通学路の見回りや忌避行為を実施し、県警察も巡回を増員しております。マンパワーの問題で全県の全校というわけにはいかず、目撃があった地域の学校に重点をおいて実施しています。また一部の学校で保護者の皆様には送迎などで大変なご負担をおかけしております。スクールバスの運用は各校の状況に応じて学校や各教育委員会の判断となりますが、「子どもの安全より大事なことはない」との考えで、特に直近で目撃があった場合などできる限り柔軟な対応を県教育委員会に要請しております。」以上

のとおり、学校や通学路の安全確保は、八峰町のみならず全国的な問題であり、児童生徒を守ることは我々の責務であると考えます。

これを踏まえて質問をいたします。

現在、遠距離地区の生徒にはスクールバスが運行されているが、近隣地区は対象外のため、徒歩や自転車での通学となっています。しかし、昨今はクマの出没が相次ぎ、安全な通学の確保が極めて困難な状況であり、徒歩や自転車の通学をさせたくないのは保護者としては当然のことであります。

現在、クマの出没から子どもを守るため、多くの保護者が自家用車で送迎を行っています。しかし、朝8時前の送りや午後3時・4時の迎え、中学生においては部活終わりの迎えなど、共働き世帯や祖父母のサポートがない世帯、増えつつあるひとり親世帯、どの世帯にとっても仕事との両立が困難であり、精神的・肉体的・経済的にも大きな負担となっています。

児童生徒全員をスクールバスに乗せるには、運転手の確保やそれに伴う財源の確保など多くの問題があることは十分に理解していますが、クマの出没という安全面でのリスクを考慮した通学支援が必要であると思います。

以上、回答をよろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） おはようございます。笠原議員の質問にお答えいたします。

全国的にクマの出没が頻発する中、町では子どもの安全を最優先とし、これまで、3歳から中学3年生までの全員にクマ除け鈴の貸与や、小・中学校及び子ども園へのクマ除けスプレーの配備、各校・各園における爆竹等による忌避作業、クマ出没情報の保護者への速やかなメール送信等の対策を実施してまいりました。

このような中、国及び県からは、「クマの出没に対する児童生徒等の安全確保について」の文書が発出され、地域に応じた危機管理マニュアルの見直しや、学校及び登下校時、日常生活における注意喚起等が求められており、町教育委員会においては、各校で策定している「熊出没時対応マニュアル」を改訂しながら、児童生徒の安全確保に努めているところであります。

また、クマの出没が確認された場合は、学校から保護者にメールで連絡し、徒歩圏内においては自家用車での送迎、スクールバスにおいてはバス停から自宅までの見守りを

保護者をお願いしているところではありますが、それが保護者の大きな負担となっていることは認識しており、町としても保護者の負担を軽減する対策が必要と考えております。

一方、議員ご指摘のスクールバスの運行については、スクールバス運行管理要綱において利用地区を定めて運用しており、今年度の徒歩圏内の児童生徒数は、八森小学校14名、峰浜小学校26名、八峰中学校28名であります。

議員ご提案の徒歩圏内の児童生徒をスクールバスの対象とする場合、新規ルートの設定やバスと運転手の確保、費用の捻出等の課題があることから、保護者からご意見を伺いながら、どのような形で徒歩圏内の児童生徒をスクールバスに乗せることができるかを調査し、2学期から実施できるよう検討していくとともに、国や県に対して、児童生徒の安全確保に係るクマ対策費用の支援を要望してまいりたいと考えております。

なお、それまでの間は、児童生徒が自宅から学校まで、ドアツードアで通学することが一番安全な通学方法であることから、保護者の方々には大変ご負担をおかけしますが、引き続き保護者での送迎や見守りをお願いしてまいります。

以上です。

○議長（山本優人君） 11番議員、再質問はありますか。11番笠原吉範君。

○11番（笠原吉範君） このクマ対策のための徒歩圏内の児童生徒のスクールバス乗車についてはですね、令和6年6月定例会で伊藤議員が、令和7月12月定例会では奈良議員が一般質問しております。ということはですね、だいぶ長い間、保護者はこの送迎に負担を感じているということになると思います。2月からというような話も今教育長からありましたけども、それではちょっと遅いのではないかなと思います。

ここですら2つ例を挙げたいと思います。中学生を持つパートで働くお母さんですが、部活のない水曜日に迎えに行くために2時に仕事を終えなければいけない。5時までだとすると3時間早く仕事を終えなきゃいけないわけですね。これが週、月4週とすると12時間。今、最低賃金1,000円超えております。だからもう大変な減収になってるわけです、お母さんのパートの減収になってるということです。それからですね、勤務時間が不規則なために、なかなか部活終わりの子どもさんを迎えに行けない、中学生の親御さんが迎えに行けない。もう祖父母に頼るしかない。能代に住んでいる祖父がですね迎えに行くと。こういった例もあるわけです。ですから、これはね何とかその親御さん、その祖父、祖父母の負担を軽くするためにですね、早く動いてもらいたいというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 笠原議員の再質問にお答えいたします。

実施を目標にしているのは、2月でなくて2学期からの実施を目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。11番笠原吉範君。

○11番（笠原吉範君） クママップというのがあるんですが、ネットで見ることができますが、令和7年6月1日から令和8年5月31日までの1年間、県の出没は1万4,849件、うち9月は948件、10月は6,304件、11月は3,533件、3か月の合計が1万785件で全体の75%となっているわけです。だから9月、10月、11月というのが一番クマの出没に警戒しなければいけない時期だということになります。そして、ここ数年です。ね町の果樹園ではクマによる食害が相次いでおりまして、ブドウや梨を目当てにクマがやってきております。カッチキ台地区、田中地区です。両方とも徒歩圏内であります。もうこ9月の収穫の実りの秋の前にですね、何とか手立てを打つ必要があるのではないかと思います。が、いかがでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 笠原議員の質問にお答えいたします。

今お話があったように3か月集中してクマが現れる時期までには、頑張っバスの手配、運転手の手配を検討して実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。11番笠原吉範君。

○11番（笠原吉範君） 今、大変喜ばしい回答をいただきました。是非よろしくお願ひしたいと思いますが、その前にですね、やはり私も子ども持つ保護者の方から相談を受けての一般質問でありますし、先ほども言ったように伊藤議員も奈良議員もそうだと思います。徒歩圏内に子どもを持つ親御さんがですね、非常にやっぱり不平等感や、町に対してですね、何と言いましようかね、疑念を抱いている、そういう状況であります。ですから、その夏休み中でも構いませんので、徒歩圏内の保護者とですね意見交換の場を持っていただいて、保護者も町側も納得したような形での登下校というものを実現してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 笠原議員の質問にお答えいたします。

先ほどもお話ししましたが、ある程度計画が固まってきたら保護者と協議する時間を設けたいと思います。各地区によって子どもたちの動きと保護者の考え等が変わってくると思いますので、その意見を聞いてから、正式にどのように運行していくかを決めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。11番笠原吉範君。

○11番（笠原吉範君） 大変いい答弁をいただきましたので、これ以上は何も言うことがありませんけども、是非ですね保護者の皆様と町当局で話をさせていただいて、これ以上ですね我々の議員にこの問題で保護者から相談が来ないようにしていただきたいということを申し上げまして、短いですがこれで終わります。答弁は要りません。

○議長（山本優人君） ほかに質問がないようですので、これで11番議員の一般質問を終わります。

次に、2番議員の一般質問を許します。2番山本昌子さん。

○2番（山本昌子さん） おはようございます。議員番号2番、山本昌子です。

このたび町民の皆様のご信託を受け、八峰町議会議員として初めてこの壇上に立たせていただきました。まだ不慣れな点も多く、進行の上で不手際がございましたらご容赦いただければと存じます。町民の声を丁寧に議会へ届けるという初心を忘れず、真摯に質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

巡回バス及びデマンド型乗合有償運送の利用状況について質問いたします。

2022年10月に本運行が開始され、導入から3年半が経過いたしました。特に、免許返納を現実的に意識する75歳以上の町民が人口の32%、約1,800人を占める本町において、地域公共交通は「移動の足」とすると同時に「生活の基盤」であり、その重要性は年々高まっております。

そこで以下の4点についてお伺いいたします。

1点目、現在の予算規模と財源構成について。

巡回バス及びデマンド型交通に関わる年間予算額と前年度からの増減をお伺いいたします。

本年度一般会計予算は公示されておりますが、地域公共交通というくくりで合算して

ご説明いただければと思います。

そのうち、町の一般財源、国の補助金など、財源の内訳はどうなっておりますでしょうか。

2点目、利用状況についてお伺いします。

本町の巡回バスは、岩館方面、大久保岱方面、石川方面の3路線、それぞれ3往復で運行されております。2023年度の年間利用者数は1万1,008人と報告されており、1日当たり約35人、さらに3路線で均等に見ると、1路線当たり1日約12人という利用規模でした。一方、デマンド型交通については、2024年度の利用件数が2,499件で1日平均にすると約10件となっております。また、昨年9月からは運行時間が4時間延長され、午後9時までの運行に拡充されております。

そこで伺います。

巡回バス3路線の直近のそれぞれ1日当たりの平均利用者数はどの程度でしょうか。同じくデマンド型交通の1日当たりの平均利用件数はどの程度でしょうか。

今後のダイヤ編成や運行形態の見直しを検討する上で、路線別の利用実態を正確に把握することは不可欠と考えております。

3点目、巡回バスについて今年4月にダイヤが改正されました。朝の便については、能代厚生医療センターに8時半又は8時20分までに到着することを基本骨格として設定されていると認識しております。

4月のダイヤ改正にあたり、どのような課題認識を持って見直しを行ったのか、ご説明ください。

最後に、利用者の意見の把握と反映についてお伺いします。

現在の巡回バスのダイヤでは、役場に用事があっても帰りの便まで約3時間待たなければならず、時間を潰せる場所もございません。診療所やファガス、峰栄館の利用も、現行ダイヤでは往復の利便性が十分とは言えません。また、デマンド型交通と巡回バスを組み合わせれば移動の幅が広がるはずですが、現状では利用促進に繋がっていないとの指摘もあります。

6年前の2020年にアンケート調査が実施されました。自治会を通じて65歳以上のみの821世帯1,173人を対象としていました。しかし、65歳はまだ現役で運転されている方が多く、免許返納を実質的に意識し始める年代とは必ずしも一致しておりません。一方で、近年では高齢ドライバーによる事故が繰り返し報道されており、町民の間でも「事

故を起こすような事態は避けたいけれども、返納後の移動手段が不安だ」という声が高まっております。こうした状況を踏まえると、より実態に即した年齢層を対象とした調査や地域ごとに意見を交わす場を設け、町民の不安を丁寧に把握することが必要ではないかと考えます。

そこで伺います。

巡回バスやデマンド型交通の利用者から寄せられている意見・要望にはどのようなものがあり、町としてどのように把握し、改善に向けてどのように検討しているのでしょうか。

以上4点です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。山本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、地域公共交通における現在の予算額と財源構成についてであります。

「年間予算額」につきましては、巡回バスに係る令和8年度予算が約4,200万円、デマンド型乗合有償運送は約700万円となっております。

また、「財源の内訳」につきましては、地域公共交通の運営費に対する国や県の直接的な補助事業がないことから、利用料金を除き、全て町の一般財源により対応しておりますが、これは「特別交付税」の対象となっております。

特別交付税は、個別事業ごとに交付されるものではなく、市町村全体の財政需要として算定されるため、特定の事業に対して交付額を明確に示すことは難しいと考えております。

次に、「路線ごとの利用状況について」であります。現在、町の巡回バス路線は5路線であり、令和7年度における各路線の1日当たりの平均利用者数は、大久保岱・岩子・畑谷線が8人、大信田・石川・強坂線が12人、内荒巻・石川・強坂線が8人、岩館・目名湯線が24人、岩館海岸沿・目名湯線が16人となっており、年間合計では1万1,311人にご利用いただいております。

また、デマンド型乗合有償運送につきましては、1日当たりの利用件数が6件となっており、年間合計では3,175件となっております。

次に、ダイヤ改正の内容につきましては、令和8年度は、水沢橋の老朽化による通行止めを受けたルート変更に加え、令和7年度中に利用者から寄せられた「能代市公共交

通との接続の不具合」を解消するため、全体的な発着時間を見直したところであります。

また、利用者の意見の把握と反映についてであります。これまでも利用者からの意見を検証し、継続的な改善に努めてきており、具体的な実績としては、土曜日の役場閉庁時における役場前停留所の見送りや、利用実績のない本館停留所への予約制導入などが挙げられます。

こうした改善により、利用者からは「能代市内への接続が便利になった」と評価をいただいておりますが、更なる改善要望として、「ハタハタ館に到着後、次の発車便までの時間が短い」等のご指摘も受けております。

今後のアンケートや意見交換の予定についてであります。町では、住民やバス利用者へのアンケートを4回、地域公共交通会議を7回実施しているほか、各自治会の総会等、様々な機会を捉えて意見交換を重ねるなど、これまでも利便性の向上に努めてきております。

こうした取り組みが奏功し、町の人口は大きく減少しているものの、巡回バスとデマンド型乗合有償運送を合わせた総利用者数は増加傾向にあることから、一定の効果が得られていると考えております。

このため、議員ご指摘のアンケート調査等の実施については、現時点では考えておりませんが、今後も利用者の声にしっかりと耳を傾け、この地域公共交通が町民の皆様の生活の基盤として機能するよう取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（山本優人君） 2番議員、再質問ありませんか。2番山本昌子さん。

○2番（山本昌子さん） ご説明ありがとうございました。ダイヤ改正による利便性の低下というか、ハタハタ館の滞在時間が短くなったというご説明がありました。意見があったというお話がありましたけれども、本町は小規模自治体であるからこそ、利用者の声を丁寧に拾い上げ、痛いところに手が届く公共交通を実現できる可能性を持っていると思います。今年4月のダイヤ改正においては、岩館方面からの最終上り便が1時間繰り上がり、その結果、ハタハタ館を利用できる便が事実上消滅いたしました。この変更により、温泉利用、買い物、町民限定200円の水曜入浴サービスといった、町民の楽しみや健康増進の機会が大きく制限されております。

そこで伺います。

最終便を1時間繰り上げる判断に至った具体的な理由は何でしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。門脇企画政策課長。

○企画政策課長（門脇朝哉君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

ハタハタ館への時間が変更になった点につきましては、能代市との公共交通の接続の不具合があるという町民の皆様のご指摘を受けて、全体的に時間を調整したところであります。

で、その時間が短くなったということですが、まず町民の皆様にはデマンド交通を合わせてご利用いただくという点と、それから、例えばハタハタ館をご利用する下り線を使ったお客様につきましては、1時38分、16時38分、18時38分に到着することができます。で、こちらをご利用いただいた方につきましては、例えば五能線の上り線でお帰りいただくパターンが想定されるんですが、3時41分、5時31分、7時13分、20時20分の上り線があります。で、こちらのご利用も合わせてお考えいただくという形で現在に対応をしているところでございます。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。2番山本昌子さん。

○2番（山本昌子さん） 五能線との合わせた利用を促進するということで、是非こちらは町民の皆さんにもPRを是非お願いしたいと思います。

続きまして、町民限定200円の水曜入浴サービスがダイヤ改正と同時に発表されたことは偶然かもしれませんが、行きたいのに行けないという状態が今起こっているようです。デマンド交通や五能線を利用するという使い方をPRするとともにですね、自家用車を持たない町民にとって交通費の往復200円、温泉利用料200円、合計400円で楽しめる水曜日は貴重な外出機会でございます。夏場は健康維持、冬は灯油・水道代の節約にも繋がります。

そこで提案を含めて伺いいたします。

ハタハタ館発、午後3時台のダイヤですけれども、水曜のみ、新たに追加するということは検討できないでしょうか。これにより、利用者は少なくとも巡回バスを使って1時間滞在を確保できますし、さらに3時台であれば大久保岱、石川方面の巡回バスにもちょうど接続できる時間帯でございます。いかがでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。門脇企画政策課長。

○企画政策課長（門脇朝哉君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

利便性向上に繋がる新たなご提案、ありがとうございます。町の方では、増便するというケースを考えた場合に、まずはバスのリース1台多くなると。それから、委託をしている秋北バスの方で運転手をもう一人確保していただくという課題があります。なので、こちらの課題を踏まえて、地域公共交通会議等で案件として出させていただいて、今後ちょっと検討材料とさせていただきたいと考えております。

ただ、基本的には、現在のダイヤの時間の見直しによってどこまで利便性を向上できるかというところを重点的に話を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。2番山本昌子さん。

○2番（山本昌子さん） さらに、ハタハタ館と公共交通の活用について質問させていただきます。

ハタハタ館は町の重要な観光交流施設であり、町民にとっても食事、温泉、買い物を楽しめる場であります。例えば昼食の時間帯に滞在できるダイヤ設定を今後検討するお考えはありますでしょうか。町民の利用促進は、ハタハタ館の売上げ向上や地域経済の循環にも寄与いたします。この視点をダイヤ改正にどの程度反映できる可能性があるとお思いでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 少し地域公共交通とハタハタ館の利用というところをちょっと分けて説明したいんですけれども、先ほど課長が言ったとおりですね、地域公共交通というのはやはり能代市との接続というようなところもありますので、なかなか町単独では決めることが難しいなというところがございます。そういったところもあって、ちょっと調整には相当時間がかかるんだらうなというふうに思っています。

一方で、そのハタハタ館の利用促進という観点から言いますと、やはり先ほど議員がおっしゃったとおり、水曜日が200円でお風呂に入れるということで、かなり利用者数が増えてきているところでございます。町の方の意見を聞きますと、同様にですね、「なかなかその100円のバスで行ける時間がないんだよね」というような話が相当に聞こえてくるところでございまして、私はですね、いわゆるデマンド型のタクシーですね行っていただければ、「マイナンバーカードあれば300円で行けるんですよ」というような話をするんだけど、やはり高齢者の方が言うにはですね、「300円は高い」というような話をされるところでございます。やはりそういった意見もですね、しっかりと

我々も受け止めまして、今、実はですね、水曜日限定であればハタハタ館側でバスも出せるんじゃないかなというところを実は考えたんです、最初。そしたらですね、やはりそのハタハタ館も本当にやはりこう予約があって行くのはいいんですけども、お客さんが乗らないのにただバスを走らせるっていうのもなかなか難しいところがあるよねっていうのもありますし、また、その運転手の確保というところも少し課題がありまして、そういったところをですね少しずつクリアにしていきながら、何とかね、その水曜日限定でもいいですので、ハタハタ館の利用促進というところをしっかりと努めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。2番山本昌子さん。

○2番（山本昌子さん） すいません、質問ではないんですが、一応終わりの言葉として。

以上で私の一般質問は終わります。初めての質問で至らない点もあったと思いますが、丁寧にご答弁いただき、ありがとうございました。これで終わります。

○議長（山本優人君） ほかに質問がないようですので、これで2番議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は10時45分とします。

午前10時38分 休 憩

.....
午前10時45分 再 開

○議長（山本優人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、1番議員の一般質問を許します。1番薩摩晃大君。

○1番（薩摩晃大君） おはようございます。議席番号1番、薩摩晃大でございます。

本日、初めての一般質問ということで非常に緊張しておりまして、口が回らないことも多々あるかと思いますが、ちょっとご容赦いただければと思います。

それでは、早速ですが、通告に従いまして2点一般質問を行います。

1点目は、クマ対策としての放任果樹伐採補助制度の創設について質問いたします。

先日、町内にお住まいのある方から次のようなお話を伺いました。昨年の秋、その方が敷地内の柿の木の収穫に向かったところ、木の幹にはクマの爪痕が残っており、周囲には糞も落ちていたとのこととあります。危険を感じながらも手の届く範囲だけを収穫し、その日は引き揚げたそうです。ところが翌日の夕方、家の裏手から物音がしたため

窓越しに外を確認すると、クマが柿の木に取り付き、木を激しく揺らしている光景が目に見え飛び込んできた。その時、近隣からは子どもたちの遊ぶ声が聞こえていたとのことあります。その方は直ちに近隣へ連絡して、子どもたちを屋内へ避難させるとともに役場へも通報をされたとのこと。毎年秋の柿の収穫は、その方にとって暮らしの楽しみの一つであったと伺っております。しかし、このまま放置すれば、柿の木がクマの餌場となり、近隣住民、とりわけ子どもたちに危害が及びかねない、そう判断され、伐採を決意されたとのことあります。

そこで町に補助の可否を確認したところ、「安心安全なまちづくり推進事業」の補助対象は道路や住宅に面した危険木に限られ、クマに対する対策としては対象外であるとの回答があったとのこと。結果として、柿の木1本、栗の木1本を含む複数本の伐採費用約10万円を全額自費で負担されたとのことあります。「切りたくて切ったのではなく、地域の安全のため、やむを得ず決断した」、その方はそう話しておられました。

地域の安全を守るために自ら判断し、自ら費用を負担する、この行動は正に地域への責任感の表れであります。しかしながら、そのような住民の制度の対象外とされ、全額自己負担を強いられる現状を町として看過してよいのでしょうか。私はそうは思いません。

隣の能代市では、クマを誘因する放任果樹の伐採に対して助成金を交付しております。同市においては、守りたい木を無理に切る必要はないという考えを基本としつつ、クマの出没により住民がやむなく伐採を決断した際には、その費用を補助する仕組みが整えられております。令和7年度の伐採実績は195本と過去最多を更新しており、住民の安全意識の高まりに制度がしっかりと応えております。

クマの出没に対する町民の不安が高まる中、安全のために自ら費用を負担しなければならない実態をこのままにしておくわけにはまいりません。八峰町においても、クマ対策を目的とした放任果樹の伐採を補助対象に加えるなど、制度の拡充を検討するお考えはないか、町の見解を伺います。

2点目になります。2点目は、八峰町の特産であるしいたけの廃菌床を活用した、バイオマス活用による地域循環型まちづくりについて質問いたします。

現在、八峰町のしいたけ栽培のほとんどは、第三セクターである峰浜培養が菌床を製造し、町内の農家に供給することで支えられております。しかしながら、栽培を終えた菌床、いわゆる廃菌床については、現状では農家がコストを負担して産業廃棄物として

処分するか、敷地内に放置するほかなく、農家経営を圧迫する一因となっております。町内における廃菌床の発生量は合計で年間約2,900 tになるそうです。これだけの量が十分に活用されることなく処分されている現状は、資源の観点からも非常にもったいないと言わざるを得ません。

一方、ほかの地域では、この廃菌床を資源として活用する取り組みが進んでおります。長崎県島原市では、しいたけ生産場にバイオマスボイラーを導入し、廃菌床を燃料として暖房・給湯、それからしいたけの乾燥に活用しております。廃棄物の処理問題と燃料費の削減を同時に解決した事例であり、燃焼後の灰も肥料として再利用するなど、廃棄物をほぼ出さない地域内循環が実現されております。また同じく長崎県の西海市では、温浴施設遊湯館にバイオマスボイラーを導入し、施設の熱源としても活用している事例もございます。

この事例を八峰町に当てはめると、峰浜培養が廃菌床の回収・集約を担い、バイオマス燃料としてハタハタ館の温泉・暖房・給湯の熱源に活用するという循環が描けます。ハタハタ館は町の主要施設でありながら、毎年赤字が続いております。バイオマスボイラーの導入により光熱費が削減されれば、経営改善にも直結いたします。さらに同じ熱源を活用することで、乾燥しいたけや、しいたけチップスをはじめとした特産品の加工も行いやすくなるのではないかと考えております。しいたけの生産から加工・販売までを町内で一体的に行う六次産業化の推進にも繋がり、地域経済の底上げが期待できます。農家の廃棄コスト削減、ハタハタ館の赤字改善、特産品の付加価値向上、そして環境負荷の少ない地域循環型まちづくり、年間2,900 tという十分な供給量も持つ廃菌床を軸に、峰浜培養、ハタハタ館という2つの第三セクターを結びつけるこの提案は、まちづくりとしても評価も十分に得られるものと考えます。こういった取り組みについて、町として調査・検討する考えはないか、見解を伺います。

以上2点となります。ご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本優人君） ただいまの1番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 薩摩議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、クマ対策としての放任果樹伐採補助制度の創設についてであります。

ご承知のとおり、ここ数年、県内におけるクマの目撃件数は急増しており、昨年度の捕獲頭数は2,800頭を超えているほか、人身被害も死亡4件を含む67件発生するなど、

極めて深刻な事態であると認識しております。

また、県のクマダスによると、昨年度の町内での目撃情報は156件、おりや銃器での捕獲頭数は76頭となるなど、過去最高となった令和5年度と同程度の規模となっております。

このため町では、クマの目撃情報があった場合には、防災行政無線や町公式LINE、クマダス等を活用しながら情報提供を行うとともに、駆除が可能と判断した場合には、地元猟友会の協力を得て、銃器やおりによる捕獲等を実施し、町民の安全確保に努めてまいりました。

また、昨年11月には、県の緊急要望で実現した自衛隊によるおりの巡回や移動、捕獲個体の積み込みのほか、ドローンによるクマの出没経路の確認・調査等の後方支援をいただいたところであります。

一方で、自治会などから相談のあった管理不全の空き家や危険な樹木に関しましては、所有者に対して適切な管理を行うよう通知するとともに、町の「安全安心なまちづくり推進事業」により、空き家の除却等に要する経費を補助するなど、町民の安全・安心の確保及び生活環境の保全に取り組んでおります。

本事業における「危険な樹木の伐採」については、大雨等の自然災害の発生時において、倒木による二次災害を未然に防止することを目的としているため、クマ対策として本事業を活用することは、制度の趣旨等を踏まえますと難しいものと考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、放任果樹がクマを誘引する原因の一つであることに加え、今後もクマ被害の発生が懸念されることから、課題の整理等を早急に行い、新たなクマ対策事業として9月議会定例会に提案できるよう検討を加速してまいります。

次に、しいたけの廃菌床を活用した地域循環型のまちづくりについてであります。

本町の基幹産業の一つである菌床しいたけから生じる廃菌床を有効活用し、地域内で循環させる取り組みにつきましては、環境負荷の低減や地域資源の有効活用に加え、持続可能な地域づくりの観点からも意義のある取り組みであると考えております。

本町では年間約200万個の菌床が使用されており、栽培終了後には概ね2,900tの廃菌床が発生している状況であります。これらを回収・燃料化する施設やその燃料を活用するバイオマスボイラーは、町内に整備されていない状況にあります。

一方、ハタハタ館においては灯油ボイラーを使用しており、年間の灯油使用量は約19万リットル、年間灯油購入額は約2,000万円となっております。

廃菌床を燃料として活用するためには、回収及び燃料化施設の整備が必要となるほか、安定した収集体制の構築や燃料保管場所の確保、臭気対策、乾燥及び運搬に係るコストなどの課題があるものと認識しております。

また、ハタハタ館周辺には御所の台オートキャンプ場や、あきた白神体験センターが立地していることから、施設利用者への影響についても十分な検討が必要であると考えております。

さらに、廃菌床の活用にあたっては、発生量だけではなく、年間を通じた安定供給の仕組みや燃料品質の均一化、設備の維持管理体制、導入後のランニングコストなどについて整理する必要があります。

加えて、県内自治体の温泉宿泊施設においては、補助制度を活用してバイオマスボイラーを導入した事例もありますが、その後に設備の不具合や維持管理面での課題が生じている事例も伺っております。

廃菌床の有効活用につきましては、その可能性を否定するものではなく、本町の特産品である菌床しいたけの生産活動から生じる資源を地域内で循環させるということは、大変大事なことでと考えております。

このため、回収から燃料化、利用までの事業スキーム構築の可能性や、導入及び維持管理に要する経費、先進事例における運用状況などについて調査を進めながら、本町に適した手法であるか十分に見極めた上で、慎重に判断してまいります。

また、県外事例についても、成果や課題を十分に検証しながら、エネルギー利用に限らず、肥料や土壌改良材としての活用なども含め、廃菌床の有効活用の可能性について幅広く研究してまいります。

以上であります。

○議長（山本優人君） 1 番議員、再質問ありませんか。 1 番薩摩晃大君。

○1 番（薩摩晃大君） まず、1 点目のクマの放任果樹伐採制度についてのご返答ありがとうございます。先ほどの内容の中では、安全安全なまちづくり推進事業、こちらではちょっと対象外ではあるが、しっかりとそちらにクマ対策に向けた助成という形でも早急に検討していただけるということでした。そちらについて一つ確認なんですけども、時期についてになります。9 月の定例会の方でということでしたが、クマの出没は例年、果実が実る秋に集中しております。このお話も昨年の 9 月から 10 月に聞いた話でございます。そういった柿や栗が実る前に伐採を終えるためには、遅くと

も本当にすぐ夏までに制度が周知されている必要があると思いますが、検討のスケジュールにおいて、来年度の当初予算での実施を目指していくのか、あるいは一刻も早く補正予算等による年度内の対応も視野に入れてるのか、考えをお聞かせいただければと思います。

バイオマスの件もいろいろ。

○議長（山本優人君） いや、1問目。

○1番（薩摩晃大君） まず1つ目は以上です。

○議長（山本優人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 薩摩議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも触れましたけども、9月議会に提案できるような形で速やかに検討を加速してご提案したいなと思っております。いろいろ課題はあると思ってます。ほかの市町村でもですね、かなり対応しているようでございますけれども、切っただけでいいのか、あるいは、その切るにしてもですね、周りに支障となるような建物があれば、やはり相当委託なんかもしながらですね、かなり金もかかるだろうというふうに思っておりますので、ほかの事例なんかも踏まえつつ、そしてまた、よりよい制度というように我々も研究、検討を加速していきたいなと思っておりますので、先ほど繰り返になりますけれども、9月定例会には関係予算をしっかりと提案できるような形にしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。1番薩摩晃大君。

○1番（薩摩晃大君） では、こちらのクマ対策の状況についてですが、こちらはしっかりと検討していただけるということで、実際能代市では先ほどもお伝えしたとおり195本の伐採という令和7年度の実績があるように、実際に必要とされていて、行っている場所もありますので、しっかりと本町でもこういった伐採をすることが正しいというわけではなく、必要になった場合にしっかりと手助けできるそういった助成ができていただければと思いますので、そちらについてはよろしくお願いします。

では、クマの、この伐採の補助については、答弁の方は結構です。

続いてよろしいでしょうか。

○議長（山本優人君） 続いて2問目お願いします。

○1番（薩摩晃大君） 続いて2点目のしいたけ廃菌床のバイオマス活用による地域循環

型まちづくりについて質問させていただきます。

こちら、先ほどの答弁で、町内では年間約2,900 tの廃菌床が発生している一方、これを回収・燃料化する施設や活用するボイラーが町内には整備されていないということでした。先進地の事例を見ますと、バイオマス事業では燃料をいかに安定して確保するかが最大の課題となっていますが、本町においては既に年間2,900 tという安定した発生源がございます。燃料の確保という最大の関門を本町は最初から超えているということでは、非常にメリットのあるものではないかと思います。また、これをハタハタ館の熱源を賄う燃料として十分な量になるものと考えていますが、町の認識をお伺いいたします。

○議長（山本優人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。若狭商工観光課長。

○商工観光課長（若狭正和君） 薩摩議員の再質問についてお答えいたします。

廃菌床が地域資源として活用可能であることは十分に認識しております。一方で、発生量があることと事業として成立することは別な課題であって、回収体制の構築とか乾燥・保管、あと運搬、あと燃料の比率の均一化など、改めて整理する必要があると考えています。このため、発生量だけではなくて、導入後の持続可能性についても十分な検討が必要かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。1番薩摩晃大君。

○1番（薩摩晃大君） こちら、やはりかなり大きな話となりまして、すぐ動くということはもちろん難しいとは思っておりますが、今現状の八峰町の特産というものに結びつく可能性として考えていただければと思います。

それから、ハタハタ館の灯油ボイラーの件、先ほどのお話の中で使用量が年間約19万リットル、灯油代の購入費が年間2,000万円という話がありました。灯油の価格は近年高止まりが続いておりまして、国際情勢によっても今後さらに上昇するリスクがあると考えております。そして、この2,000万円というのが毎年町外に流出しているお金でございます。一方、この廃菌床は町内で毎年発生する資源となっております、価格変動の影響を受けにくい燃料ではないかと考えております。こういった町外へ流れていた燃料費というのを町内の資源で置き換えることができれば、また長期的に考えればバイオマスボイラーというものを導入した方が安くなる可能性はあるのではないかと思います。

すが、そういった検討の余地はございますでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。若狭商工観光課長。

○商工観光課長（若狭正和君） 再質問にお答えします。

灯油購入の削減効果は期待できますが、一方で、導入後には燃料の回収・乾燥・運搬、あと設置した後の保守など新たな経費も発生します。また、設備導入費や将来的な更新費用も考慮する必要がありますので、燃料だけではなく、長期的に見た総コストで比較・検討する必要があるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありません。1番薩摩晃大君。

○1番（薩摩晃大君） この設備投資、それから、こういった点検であったりとか、こちらに関しては莫大な事業経費がかかるということも重々承知しております。私の方でもいろいろと調べながら、今回こちらの件について勉強したんですけれども、最後に環境面について一つだけお話しできればと思います。

国の方では、2050年にカーボンニュートラルというものを掲げておりまして、地方自治体の方にも脱炭素の貢献について求められております。こちら、ハタハタ館の灯油、すなわち化学燃料を燃やし続けるという現状から、町内で発生する廃菌床という資源への熱源を転換することということは、CO₂排出の削減に直結いたします。廃菌床の有効活用は、農家の負担軽減、それからハタハタ館の経営改善にとどまらず、脱炭素社会の実現にも繋がるという取り組みで、非常に国からも推奨されている事業ではないかと思っております。こちらの方ですね、すいません、質問ではなくて、町の方と、私もですね、これから勉強していきながら、しっかりと可能性を見いだしていければと思います。

答弁の方は結構です。あ、ありますか。お願いします。

○議長（山本優人君） 答弁を求めますか。

○1番（薩摩晃大君） はい、求めます。

○議長（山本優人君） 当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどちょっと課長が言ったところと若干かぶるかもしれませんが、いずれこれの導入につきましてはですね、かなり課題があるというふうに私も認識しているところでございます。そういったところを踏まえまして、全てを否定す

るのではなくて、やはりその導入するとした場合ですね、こういった課題があって、こういった解決策があるか、あるいは、おそらくですけども、イニシャルコストに関しましてはかなり国の補助なんかもあるんだというふうに思ってます。ただ一方でそのランニングコストとなりますと、そういったところはやはり町独自で出さなきゃいけないというようなところが、大概そういった制度になっておりますんで、じゃあそのランニングコスト分はどんぐらいかかるんだとかですね、そういったところをやはり全体的な幅広くですね検討しながらですね、その導入の可否について研究していきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。

○1番（薩摩晃大君） ありません。

○議長（山本優人君） ほかに質問がないようですので、これで1番議員の一般質問を終わります。

次に、5番議員の一般質問を許します。5番福士久明君。

○5番（福士久明君） 5番議員の福士久明です。どうかよろしくお願いします。

通告に従いまして、3点について質問を行います。

2点目の路線バスについては、山本さんとだぶるところもあると思いますので、どうかよろしくお願いします。

最初の1点目は、子ども・子育て支援制度によって国保税が増額、国保税世帯に軽減をとという考えで伺います。

10日の議会で、子ども・子育て支援金が国保税に加算されても減額となりまして、大変よいことですが、この減額世帯が法定減免によって2割、5割、7割世帯は令和7年度に比べて減額されたことは評価します。しかし、高額限度額の国保税は113万円になりました。これは農業収入が増えたとはいえ、農業の経営の現状は、農機具や肥料など全て値上がりして、そして設備投資をしなくては大規模化はできないのであります。そして、この全県の国保税の資料を見ますと、この八峰町は、ちょっと5割は均等割、均等額、平等割額が上位の方にあります。それで、そのところをもう少し減額できるのではないかということをまずお願いします。

そしてまた、払えない世帯が増えてくるのではないかと感じております。今年の子ども・子育て支援金は、今年度で徴収額は総額で6,000億円、27年度になりますと8,000

億円となることになっております。そして28年度は1兆円と、段階的に引き上げられます。そのような状況では農家の人も大変な国保税になりますし、収納率の低下が心配であります。

まずこれが1点目の質問であります。

それで、全部言ってもいいんだっけ。

2点目は、町内の循環型バスの走行について伺います。

現在の巡回バスは、能代、特に厚生医療センターに8時半前に到着して、予約時間が検査や診察に支障がないようにという強い要望に応じて、全町から能代へ向かう時間帯になっています。ほかの病院は能代市内の巡回バスをうまく乗り継いで利用されています。しかし、町内の施設を利用したいと思っても、峰栄館、ファガスのイベントに参加したいと思っても、高齢者が免許返納をしてる場合は参加することができません。また、石川の障害者就労支援相談センターを利用したいと思っても、行き着くことができません。そしてまた、選挙期間中に高齢者の方々と話す機会がありました。特に埴地区の高齢者のおばあさん方は、ハタハタ館には行ったこともない、1回も行ったことがない、町内を巡回できれば温泉や大型店舗に行って、行きてえなという声は何人もありました。そしてハタハタ館を日中利用したいという声に応えるためにも、町内循環バスがあれば交流人口にも繋がるのではないかという考えはありませんか。

そしてまた3点目は、低所得者向けのエアコン設置をということであります。これについて伺います。

低所得者には高額であり、買いたいと思っても手が出ません。町が示したのは65歳以上の世帯を重点に置いています。そして範囲が非常に狭まれています。購入価格の2分の1補助になっていますが、このことも買い渋りが出てくるのではないのでしょうか。限度額を7万円にして、誰もが猛暑に熱中症にならない対策が必要ではないのでしょうか。ちなみに能代市では、昨年、令和7年度に始まって174台のエアコンが設置されたと報道されています。そして交付決定額は1,069万5,000円です。それで、今年度で、このエアコン設置の事業は終わるということが報道されています。そして、今年度はもう144件、964万8,000円の措置をさせていると聞いております。

それで八峰町は、来年度は、この事業をやるのでしょうか、また、ということも聞いておきたいと思います。

そしてまた、さっきに戻りますが、あ、今、このエアコンの件ですが、これでは北秋

田市は上限が５万円で、そのままそれ以上に使ったものは自分で出すというやり方です。で、藤里町は上限が７万３,０００円、これもそれ以上の高いものを買った場合は自分で金を出すと。八峰町の場合は限度額が７万円で、買った価格の２分の１を補助するということですので、どっちが得だかっていうのはちょっと買った値段によっていろいろあると思いますけども、こういう他の市町村のやり方もいろいろ、どうせなら７万円を限度額にした方がいいあんでねえかなというような感じさたどもその点も伺います。

まずあとは、まずそれで何とかよろしく回答をお願いします。

○議長（山本優人君）　ただいまの５番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君）　福士議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、国保税の軽減についてであります。

国では、「こども未来戦略」において、少子化対策等を目的とした総額３.６兆円規模に及ぶ「子ども・子育て支援加速化プラン」をまとめ、その財源の一部とするため、「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。

この制度は、令和８年度から全ての保険者が医療保険料に上乗せする形で支援納付金を徴収するもので、八峰町国民健康保険税においても子ども・子育て支援納付金に係る保険税を賦課・徴収し、県に事業費納付金として納めることになります。

子ども・子育て支援金は、令和１０年度にかけて段階的に引き上げられることとなっており、子ども家庭庁の試算では、国民健康保険加入者の１人当たり平均負担額は、令和８年度が月額２００円、令和９年度が３００円、令和１０年度が４００円と示されておりますが、１８歳以下の高校生までは全額軽減され、実質的な負担はありません。

こうした中、町では、令和８年度からの子ども・子育て支援金徴収に伴い、昨年度より諮問機関である八峰町国民健康保険運営協議会において、本制度の趣旨を踏まえた協議を行ってまいりましたが、先日開催された令和８年度第１回国民健康保険運営協議会において、近年の所得上昇分の剰余金を活用し、子ども・子育て支援納付金に係る新たな課税による負担増とならないよう、他の税区分を引き下げる内容が答申され、この答申内容を踏まえた令和８年度の国民健康保険税率の改正案を本定例会においてご可決いただいたところであります。

町といたしましては、今後も安定した財政運営により持続可能な国保制度を維持していくため、国保運営協議会に諮りながら適切に対応してまいります。

次に、「町内循環型バスの走行」についてであります。

ご指摘のとおり、町民の皆様の外出を応援することは、高齢者の福祉向上や健康増進にとどまらず、地域経済の活性化にも繋がる重要な施策であると考えております。

そのため、現在、町では高齢者や障害のある方を対象とした移動支援事業をはじめ、低額でご利用いただける巡回バスの運行やデマンド型乗合有償運送を実施しております。

このうち、巡回バスにつきましては、可能な予算の範囲で運営しているため、運行便数は十分とは言えない状況にありますが、町民の皆様には五能線やデマンド運送を併せてご活用いただくようお願いしております。

今後の公共交通の在り方につきましては、社会環境の変化等に応じて柔軟に見直しを行うべき事業であると認識しておりますので、引き続き、利用者数と運営に係る費用とのバランスを考慮しつつ、利用者の声に耳を傾けながら、地域公共交通の利用促進に努めてまいります。

次に、低所得者を対象としたエアコン設置の支援についてであります。

近年の猛暑は、住民の健康や生命に関わる重要な課題であると認識しており、特に高齢者や障害者、住民税非課税世帯などにおいては、経済的な理由からエアコンの設置や更新が困難な場合もあることから、熱中症予防のための生活環境の改善に対し、町が支援する必要性は高いものと考えております。

こうしたことから、「八峰町住まいづくり応援事業」にエアコンの購入及び設置の一部助成について追加して取り組むこととしており、詳しい内容は、さきの八峰町議会全員協議会にて説明したとおりであります。

また、対象者は、65歳以上のみで構成される世帯や、障害者のいる世帯で住民税非課税世帯であり、4月1日以降の購入者も対象としております。

今後は、広報誌やホームページ等を通じて制度の周知に努めるとともに、八峰町社会福祉協議会の協力をいただきながら、利用状況やニーズの変化を把握し、必要に応じて助成内容を検討してまいります。

なお、来年度の実施につきましては、現時点で未定であります。庁内で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（山本優人君） 5番議員、再質問はありますか。

○5番（福士久明君） はい、質問はありません。

○議長（山本優人君） 起立して。

○5番（福士久明君） 質問はありません。どうもありがとうございました。

○議長（山本優人君） 全て再質問ないのですか。

○5番（福士久明君） ありません。

○議長（山本優人君） ほかに質問がないようですので、これで5番議員の一般質問を終わります。

休憩します。

午前11時25分 休 憩

.....

午前11時27分 再 開

○議長（山本優人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、6番議員の一般質問を許します。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） 6番奈良聡子でございます。

通告に基づきまして質問いたします。

最初に、「八峰町再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続きガイドライン」の見直し等についてお尋ねいたします。

最近県内では、再生可能エネルギー施設関連の事故や不祥事が相次いでいます。昨年5月2日、秋田市新屋浜風力発電所で風車のブレード破損落下事故が発生し、落下したブレードの近くでは頭にけがをした男性が亡くなった状態で見つかりました。状況から考えてブレードの落下による死亡事故と思われますが、なぜか未だに事故原因が明らかにされていません。今年4月12日には、男鹿市の風の王国・男鹿風力発電所でもブレード破損事故が発生しました。3月には、同じく男鹿市で高さ約20mの小型風車のタワーが根元から倒壊しましたが、男鹿市がその事故を把握したのは1か月以上たってからでした。

最近では、当町において、峰浜沼田地区の太陽光発電施設が認定地点とは異なる場所に設置されていたとして、今年1月23日にFITの認定が取り消され、2025年度に認定取消となった全国55件のうち43件が当該施設であったということで、報道で大きく取り上げられました。この43件というのは、実際には総出力2,000kWのメガソーラー施設が申請上は50kW未満の低圧案件43件に細分化されていたということであり、これは法律上、50kW以上の高圧連携案件では保守管理が厳格になるなど厳しいルールが適用さ

れるメガソーラーの規制を逃れるための、いわゆる脱法メガソーラーであると業界内で指摘されています。4月23日の北羽新報は、この発電事業者であるビーシーエスエナジーは、中国系企業と見られること、地元企業が一部出資していたことが判明しており、「地元関係者は契約不履行により被害を受けていると語っている」と報じています。また、エナジー社は、ソーラーパネルの撤去費用を積み立てていないことや、町への届け出と設置場所は一致していることも判明しました。2024年の再エネ特措法改正により、取り締まりが強化され、今回の処分に至ったものと見られますが、現時点では経産省の情報開示が限定的であり、FITの認定取消の理由である、認定地点と設置場所の違いがどの程度なのか、エナジー社と出資したとされる地元企業とはどういう関わり方なのかなど、本件の全容が把握しづらい状況にあり、再エネをめぐる深い闇をのぞき見たような思いがいたします。

これら一連の事案を通して明らかになったのは、いざ事故や事件が起きた場合、事業者は立地自治体への報告を後回しにし、事業の許認可権を有する経産省は、事実関係把握のため情報収集に動く自治体からの照会に協力的ではない。つまり自治体が蚊帳の外に置かれているという実態です。

質問にあたり、秋田県沿岸の三種町、能代市、男鹿市、由利本荘市、にかほ市の再エネ施設の設置に関するガイドラインを比較してみました。設置基準や自然環境などへの具体的な配慮事項や、事故対応に関して記述しているガイドラインもありますが、当町のガイドラインは、事業者と町との調整手順と、事業者が遵守すべき事項を示すにとどまっており、環境等に関する留意事項や事故発生時の連絡等に関する記述は全くありません。今回の沼田地区太陽光発電施設FIT認定取消を契機にガイドラインを見直し、併せて、国に対し、自治体との情報共有の必要性を訴えるべきではないでしょうか。

次に、高齢者向け集合住宅についてお尋ねいたします。

一人暮らしを含めた高齢世帯が増えています。国立社会保障・人口問題研究所の調査では、高齢の独居男性の15%は会話頻度が「2週間に1回以下」だといいます。自分のことは自分でできるけれど、話し相手がいない。いざという時に頼れる人がいない。そうした寂しさや不安を抱える高齢者の孤独・孤立問題を真剣に考えなければなりません。

そこでお尋ねいたします。

ほかの県では、一人暮らしをしていた方が一軒家を断捨離して高齢者向けアパートに転居し、共有スペースに集う住人とのコミュニケーション等によって孤独感から開放さ

れ、幸せな老後を手に入れた例があります。高齢者向け集合住宅への転居という選択肢があれば、本人が元気なうちに家を貸す、売る、管理を委託するなどの決断が可能になり、空き家問題解消の一助にもなり得ます。孤独・孤立問題の解消によって健康寿命が伸び、生き生きと活躍する高齢者の存在は社会を明るく照らし、また、高齢者のコミュニティは若い世代の学びの場にもなるのではないのでしょうか。高齢者向け集合住宅について当局の見解を伺います。

そして次に、私の周辺でも高齢者向けのシェアハウスを望む声があります。需要を把握するために、高齢者を対象に住まいに関するアンケート調査を実施してはいかがでしょうか。

最後に、持続可能なまちづくりと関係人口についてお尋ねいたします。

令和7年国勢調査速報値によりますと、八峰町の人口は令和2年の6,577人から942人減少し、5,635人となりました。減少率は能代山本郡内最大の14.3%、年平均188.4人減った計算になります。この減少率が続いていけば、10年後には4,000人台前半、15年後には3,500人台になります。町外への転出や出生数の減少を止めることは、現実的には困難であることが明らかになった以上、人口減少にうまく適応し、小さくとも賢く創造的で豊か、かつ持続可能なまちづくりを考える必要があります。

そのためには、外部の人間の関与が欠かせません。町の課題を新しい視点で捉えるためにも、積極的かつ戦略的に関係人口を増やし、町の活力に繋げるべきです。その手段として、観光も兼ねた地域課題発見・解決提案型のスタディツアー、言い換えるならば、大人の修学旅行を提唱したいと思います。訪問先のいいところだけを見るのではなく、地域により深く入り込み、地元の人々や参加者とともに地域の課題を発見し、解決策を考えていただくという趣旨です。こういう経験は、知的好奇心を満たし、参加者の再訪や専門的な知見を有する人材の発掘にも繋がる可能性があるのではないのでしょうか。これについて見解を伺います。

○議長（山本優人君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、再生可能エネルギー建設に関するガイドラインの見直しについてであります。

東日本大震災以降、国では、脱炭素社会の実現やエネルギーの地産地消を目的として、

再生可能エネルギーの導入が進められており、本町においても、地域経済の活性化や持続可能な社会づくりに貢献する取り組みとして、一定の役割を果たしているものと考えております。

一方で、昨年の秋田市新屋地区における風力発電設備のブレード折損事故に続き、今年4月には男鹿市で同様の事故が発生したほか、本町沼田地区においては、太陽光発電施設のF I T認定が取り消される事案も発生しております。

こうした事案は、これまで安全性が確保されていると考えられてきた再生可能エネルギー施設に対する住民の不安を高めるものであり、従来の法規制や既存のガイドラインによる対応だけでは十分とは言えない状況が生じているものと認識しております。

町では、再生可能エネルギー施設の導入にあたり、事業者と町との調整手順や遵守事項を定めるため、令和元年12月にガイドラインを策定しており、このガイドラインでは町との協議や地域住民への説明などを求めています。

また、設置基準や事故対応等に関する規定は設けておりませんが、前述の事故が発生した際には、発電事業者に対し点検状況等を確認し、安全確保に努めてきたところであります。

しかしながら、男鹿市で発生したブレード折損事故は、事故発生の前月に定期点検を終えていた設備で発生したと伺っており、既存の点検制度や点検項目の妥当性について改めて検証が求められております。

一方、F I T認定及びF I P認定の付与や取消については、国の権限で行われていますが、認定取消後の施設管理や撤去は国の制度上明確な担保が十分とは言えず、町としても事業者に対し強制力を持って対応を求めることが難しい状況にあります。

また、今回の沼田地区におけるF I T認定取消事案では、町として情報収集に努めたものの、状況把握に必要な情報を十分に得ることが難しい場面もあり、国と設置自治体との情報共有の充実が必要であると再認識したところであります。

今後、町といたしましては、今回の事案を踏まえ、ガイドラインの見直しを進めるとともに、維持管理の明確化や事故発生時の対応等について、必要な事項を盛り込むよう検討してまいります。

また、再生可能エネルギー施設の安全性向上に向けて、県や関係自治体と連携しながら、風力発電設備等における点検制度の見直しや、F I T認定及びF I P認定に係る情報共有の充実、確認体制の強化について、国や関係機関へ働きかけてまいりますととも

に、再生可能エネルギー事業が地域との共生のもと、町の発展に資するものとなるよう、引き続き努力してまいります。

次に、高齢者向け集合住宅についてであります。

議員ご指摘のとおり、独居高齢者、特に男性の会話頻度の低下による孤立化や身元保証問題などは、見過ごすことのできない課題であると認識しております。

高齢者向けアパートなどへの転居により、孤独感の解消や健康寿命の延伸に繋がった事例や、自宅の売却や賃貸といった資産活用を進めることは、多くの自治体が抱える課題解決の一助になるものと捉えております。

また、高齢者の豊かな経験や知識を若い世代に引き継ぐコミュニティの形成は、地域の活力を維持する上で理想的な姿であると感じております。

しかしながら、高齢者向け集合住宅の整備につきましては、民間事業者がそのノウハウを活かし、主体的に実施していくことが適当であると考えており、町ではこれまでも、居宅介護・施設入所支援、地域密着型の予防事業などの介護保険サービスを、必要な方への確に提供してきております。

また、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、配食サービスや見守り事業に加え、今後本格実施を予定している身元保証事業などについても、社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し推進していくこととしております。

一方、高齢者の住まいに関するアンケート調査については、現時点において実施しておりませんが、海光苑に整備されている「ケアハウスぶなの森」は、要支援・要介護を要件とせず、家庭や住宅等の事情により在宅が困難な方のための軽費老人ホームとして、その役割を果たしていることから、今後はそうした内容についても周知してまいりたいと考えております。

次に、持続可能なまちづくりと関係人口についてであります。

令和7年国勢調査の速報値が示すとおり、人口減少と少子高齢化は一段と加速し、地域経済の衰退や深刻な人材不足、既存事業の縮小などが懸念されております。

こうした中、時代の変化に柔軟に対応し、持続可能な発展を遂げるためには、外部からの新しい視点と、地域が持つ潜在的な魅力を掛け合わせることは重要であると考えております。

議員ご指摘の「観光型スタディツアー」については、手軽に参加でき、地域の魅力を広く発信できることや、短期的な経済効果が見込めるなど、特有のメリットはあります。

が、受入れ側の一時的な負担が大きいという課題も存在します。

具体的には、本ツアーが一時的な観光とは異なり高い研修効果が求められるため、受入れ側には緊密な行程管理や地域資源・関係各所との高度な連絡調整、さらには、実施中における専属の伴走者によるアテンドが欠かせないと考えております。

特に、事業の成否が、参加者の安全管理から学びのサポートまでを担う「伴走者」のスキルに依存することとなり、このキーパーソンの確保・育成という高いハードルを克服する必要があります。

一方で、類似の施策である「インターンシップ」は、無償の就業体験という位置づけにあり、既存の環境と人材を活かしつつ低予算で実施できるため、これまで本町においても実績を重ねております。

令和6年度においては、白神八峰商工会が、町や商工会連合会の支援体制のもと「事業参画型インターンシップ」を実施し、町内の2経営体が学生とともに課題解決に取り組んでおります。

また、昨年度は、洋上風力発電事業における地域振興策の一環として、町が東大生を受け入れたところであり、この成果を単発で終わらせることなく、今年度は、参加学生との意見交換を重ねながら、「これからのインターンシップのあるべき姿」の構築に向けて検討を進めております。

こうした状況を踏まえると、現時点においては新たに事業を立ち上げることは難しいものと考えておりますので、まずは学生人材が地域に深く関わるインターンシップにおいて、「質の向上」と「基盤強化」を図り、検証結果の蓄積に努めてまいりますとともに、引き続き、商工会等の関係機関と連携しながら、地域課題の克服に取り組み、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

以上であります。

○議長（山本優人君） 6番議員、再質問ありませんか。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） まず1問目について再質問いたします。

現行のガイドラインについては見直しを進めるという回答でしたので、その点については安心いたしました。それで、地権者が民間であった場合、その民々の契約、事業者と地権者、民間地権者、その民々の契約であっても、発電施設の設置、これは非常に公共性、公益性の高い事業でありますので、小型・大型を問わず、設置の計画段階で自治体と地域住民への説明を事業者に求めるべきではないかと思えます。そして、町の広報

で事業の概要を公表し、パブリックコメントを求める仕組みが必要だと思いますけれども、これについていかがお考えでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。若狭商工観光課長。

○商工観光課長（若狭正和君） 奈良議員の再質問にお答えいたします。

現状、ガイドラインの見直しを予定している項目については、3つあります。1つは、まず維持管理の責任や緊急連絡先の報告など、設備完了後の維持管理に関する事項を盛り込む予定としています。2つ目については、事故が発生した時の報告、あと再発防止に関する事項を追加する予定としております。3つ目は、事業計画の変更やF I T認定の取消、あと事業終了後の対応など、情報共有に関する事項を盛り込むこととしております。

質問の内容にもありますが、設置基準に関しては、安全基準も設置基準についても再エネ法、電気事業法、あと森林法、あと河川法等、まず国や県で審査・規制する部分がありますので、基本的にはそちらとの整合性もありますので、こちらの方、運用していく形になると思います。

最後にパブリックコメントの話もありましたが、こちらについても、このガイドラインの見直しと合わせて少し検討させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） ありがとうございます。先日の全員協議会では、事業者は、このソーラーパネルのですね、沼田の、事業者のノンフィットでの事業再開を模索しているという説明がありましたけれども、パネルの撤去費用、組み立てていないことが判明しております。そのことから、おそらくそうとしか言いようがないのではないかと私は思ってるんですね。事業再開をにおわせながら時間を稼いで、結局再開できなくなった。あげくに撤去もできません。そして事業者と連絡が取れなくなり、大量の産業廃棄物だけが残されると、こういう最悪の事態だけは絶対避けなければならないと思っております。これについて当局の認識を伺いたいと思います。

○議長（山本優人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。若狭商工観光課長。

○商工観光課長（若狭正和君） 再質問にお答えいたします。

撤去費用につきましては、令和2年度の特措法の改正によって新たに設けられた事項であります。基本的に、それこそ15条の18項によって、基本的にはF I Tの認定取り消された場合は、この後、事業者はまず解体等を行って経産大臣に報告することになっておりますが、今のところ聞き取り調査では、繰り返しになりますが、まずノンフィットでの活用を検討しているということで、あとちなみにあれです、全協の後、次の日です、実際に関係する事業者から連絡がありまして、一部パネルと架台フェンスに損傷があって、そちらについては速やかにもう修繕したということで、そういった報告もございしますので、現時点ではノンフィットでの活用がまず現実の、何と云えばいいかあれですけど、解体等ではなくてノンフィットでの活用が実現するのではないかなというふうに思っております。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） 損傷箇所を修繕したということで、ある程度は信用できるのかなとは思いますが、事業者の言葉をうのみにして最後に町がばかを見るといことがないように、そこだけは十分気をつけて、実際に直接会ってないわけですね。電話等による連絡のみ。できれば1回会って顔合わせして、お互いに信頼関係を築いて、なるべく事業者が逃げにくいような環境をつくっていただければと思います。

それからですね、今まで申し上げたとおり、やっぱり最後にごみが残されるということがないように、再エネのガイドラインの見直しは早急に進めて適用していただきたいと思います。

最後になりますけども、1問目の最後の質問ですけども、事業者に対して法令遵守を徹底していただく、これはもちろんのことなんですけども、いま一度、再エネの原点に立ち返って、景観や健康、自然環境への影響や防災の観点から、より適切な立地を求める。このためにも、町独自のゾーニングを検討すべきではないかと考えます。例えばですね、このソーラー、太陽光発電施設、砂地に建てられてるわけですね。で、地盤が非常に弱い。本館にもソーラーの施設ありますけども、あそこの地盤も、まあ岩盤ですか、岩とか砂利とか大きな石がごろごろしてて、地盤調査はどの程度やられたのか、そこはちょっと定かではないですけども、いざ大雨とかの災害が起きた時に地盤が崩れやすいか、そういう心配があります。で、パネルに有害物資も含まれておりますので、そうなった時に有害物資が流出するという懸念もございします。そういったことを考えましても、防災の観点からもこの立地ということはよく考えなければならないと思います。そ

のために町独自のゾーニングを検討すべきと考えますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。若狭商工観光課長。

○商工観光課長（若狭正和君） 再質問にお答えします。

今の自然保護、あるいは安全対策については、実は現状のガイドラインの方にも載っておりまして、観光評価法に基づく各種法令や許認可制度の中で確認される仕組みとなっております。確かに今設置されている太陽光のほとんどは、基礎がないといいますが、スクリー型太陽光の設置になっておりますので、そういった懸念も十分にあるのかなと思っております。

今、ゾーニングに関しては、ちょっと今までまた検討したことはありませんが、このガイドラインの見直しに合わせて少し検討していきたいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） ゾーニングも合わせて検討したいということで承知いたしました。

1問目の再質問は以上で終わります。

続いて2問目の再質問に進みます。

高齢者の孤独・孤立の問題、そしてまた、そのご本人が亡くなった後のですね空き家、こういう問題がこうリンクしてるわけなんですけれども、施設に行く必要のある方以外でも結構元気な高齢者の方おられます。そういう人たちの終の住み家といいますか、その点について今まであまり議論の遡上に乗ってこなかったと思うんですね。私の住んでる中浜の高齢者の皆さんも、まあ雑談の中でですけども、中浜の旧役場跡地に高齢者のアパートがあればいいのにな、そういう声も聞こえてきております。やはり高齢者同士が住むっていう、これにも非常にメリットがありまして、同じ感覚を共有できるとか、悩みとか、おしゃべりの中でいろいろその孤独感が解消されるということもございます。八峰町においてもそういう方たちは多分少なくはないのではないかと思います。そういったことを考えましても、やっぱり一度、住まいに対して、自分が最後どういう形で人生を終えたいのか、そこまで深い問いになりますけれども、一度問うてみるというこ

とも必要なのではないかと思いますけども、町長いかがお考えでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

先ほどちょっと答弁でも述べましたけれども、やはりですね、そういったアパートとか、そういった施設はやはり民間が主体的になってやるべきだろうというふうに私は思っております。

奈良議員の質問の中で他県の事例も出しておりましたけども、私、それニュースで見たことがあります。確かあれ東京都内のアパートだというふうに記憶しておりますけれども、そこはですね、やはり女性の方限定で、そして同じシェアハウスというような形で管理人も置いてというような形であったと思います。で、やはりそういうのはやはり民間の方々が主体的に担ってやっていたというところがございますし、その自治体がとなると、やはりいろんな課題があるんだろうというふうに思っております。ただ一方で、議員おっしゃるとおりですね、そういった施設があればいいよねっていう意見があることは今回通して分かりましたので、アンケートまでとは言わないもののですね、私、いろんな総会とか、あるいは自治会の総会とかいろんなところに顔出してますんで、改めてですね、そういった際には関係者の皆さんと意見交換しながら、その需要の把握というところに今後努めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） 私が今回の質問にあたって参考にしたのは埼玉県です。埼玉県の民間のアパートです。その冒頭に申し上げた高齢者向けアパートですけども、入居者は70代から90代が中心。その多くは一人暮らしをしていた、家を断捨離したり、あるいは入居していたサービス付高齢者向け住宅、いわゆる何と言うんですか、サ住高と言うんですか、サ高住、サ高宅ですね、を出る選択をした人たちなんです。この人たちが欲しかったのは、その施設での必要のない施しよりも自由だと。何よりも自由と、そして一人暮らしの孤独や不安から抜け出したいと願っていたそうです。このアパート、不動産会社の社長が資材を投じて造った物件ですが、長く施設で過ごして亡くなったお母様が、施設は外出にも許可が必要で、体が動くうちは自由に暮らしたかったと、そうやって悔やんでいた姿が忘れられず、高齢者が人生の最後まで自由に生き生きと暮らせる住まいづくりを決断し造ったものであります。

まあ私、何も町に造れと言ってるのではなくて、民間の投資を呼び込むことも可能ではないかと思うんです。現在の元の峰浜村の役場跡地に建った子育て世帯向けのアパートですけれども、あれについては民間の資本を活用した好事例だと思います。やっぱり財産難の中で、また新たに高齢者向けの施設を造る、これは非常に困難なことです、そのためにはちょっと需要調査をしてですね、造った後に高齢者、比較的元気で自立した高齢者が入りたいと思うアパート、これの需要があるんだということを民間の事業者が分かれば、投資も呼び込めるんじゃないかと思うんです。なるべく町のお金は使わずに、そういった手法でできるのではないかと思いますけども、町長いかがでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員おっしゃるとおりですね、やはりそういった需要調査というのはやはり必要だと思いますので、そういったところ、先ほども申し上げましたけれども、まあアンケートっていう形ではなくてですね、また違う形でしっかりとその調査を行っていきいたいなと思っております。

また、民間がですね、しっかりとそういったところに伝えるっていうことも非常に大事だと思いますので、私も東京出張なり、いろんな機会ありますので、その際ですね、いろんな民間の企業の方々と話しする機会があります。そういった際にはですね、是非、そういった需要があるとすればですね、そういった話もしっかりとさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） もう一つ参考にした施設がございます。それは、今度の行政視察の行き先の候補として私先日挙げさせていただいたんですけれども、まちづくり会社が運営する廃校を活用した交流施設です。非常に土地面積は大きくて、そこに高齢者の健康状態に応じてですね3つぐらいの施設がありまして、自立した高齢者用の集合住宅、そして介護が必要な方の、まあ介護施設になりますかね、そういった施設が段階別がありまして、今は元気で自立して自分のことはできるけども、やはりちょっと介護とか支援が必要になった、そしたらその次の段階の施設に移る。その中にはマルシェも開かれております。住民の方々が自分で作ったお菓子とかそういうものを売ったり、あと廃校ですから教室を使っていろんな講演をやったりするんですね。結構有名な方を呼んで講演会をやったり、あるいは楽器なんかも、昔の非常に貴重な楽器を置いて、そこで

楽器を演奏したりとか、多様な交流がなされておりまして、移住者の方々が結構多い。そこで非常に多様な交流ができますので、やはりいろんな新鮮な発見があるわけですね。そこを頻繁に活用されている方も、やはりここはおもしろいと、ここに来て良かったと、そういう感想を述べてる動画がユーチューブにあがっておりました。ですので、いずれ八峰町の小学校も一つ廃校ができるわけですが、そういったものを使って、活用してみたいという、まあ法人なりですね、町が別にお金を出して運営主体になる必要はないわけで、そういった人たちに呼びかけて活用してもらい、こういう方向性もあると私は思っております。町長のお考えいかがですか。

○議長（山本優人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今年ご視察されるところが、ちょっと私もどういったところか把握しておりませんが、海光苑、先ほどしゃべったところの「ぶなの森」はですね、要介護とか要支援というようなくところもなく入れるというような感じになっております。その拡大版かなというふうに今思ったところでございますけれども、いずれそういった施設、町内にありますし、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、やはりそういったところもあるんだぞという、我々もですね、しっかりと周知していく、PRしていくということがやはり大事なかなというふうに思っています。

また、その空き校舎を活用した事例ということでありましたので、いずれ令和10年の4月には一つになるわけでございますので、その空き校舎の活用につきましても、それも一つの事例としてこういうことがあるんじゃないかというところをですね、様々な事業者に対しましてPRしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） ありがとうございます。既存の介護施設の機能の拡充、あるいは、もっと町に開かれた施設ということも考えて、これから検討していただければと思います。

続いて……。

（「議長、休憩を求めます。午後からゆっくりやりましょう」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 休憩。

（「長くなりそうです」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 休憩します。再開は、午後１時から再開します。

午後 ０時０５分 休 憩

.....

午後 １時００分 再 開

○議長（山本優人君） 休憩前に引き続き質問を再開します。

６番奈良聡子さん、ほかに質問ありませんか。６番奈良聡子さん。

○６番（奈良聡子さん） 通告書にも書いたとおり、人口減少のスピードがものすごい加速しております。やはり時間がないなという焦りも感じるわけですね。先ほど町長の答弁で、外部の視点が必要であるという認識は一致してると思いますが、インターンシップという制度、これをうまく使ってほしいということで、私が提案したスタディツアーではその受け入れる側の負担、ある程度その期間に及びますので、一時的な負担が大きいということ、メリットはあるということは承知の上でそういう答弁をされました。まあもちろんそういうそれはそうなんですけども、インターンシップですとやはり対象が学生ですので、学びだけで終わってしまうんじゃないか。地域で学んだことを直接自分の仕事に生かせる点もありますけども、やはり別の分野に行くことも考えられるわけです。で、私が提案したスタディツアーは、現に社会人の方とかいろんな年代の方が参加できますので、そうしますとやっぱり既に知見を持ってる方々が集まって専門的な話もできるのではないかということから提案したわけですけども、インターンシップをどのようにしてこのまちづくりに生かしていくのかという点と、それとあと、国の伴走支援制度を八峰町は能代市と、能代市と八峰町がその伴走支援制度を活用するということで手を挙げられましたね。国のその官僚の人たちの力も借りながら、是非スタディツアーの可能性についても検討していただきたいと思うのですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本優人君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。門脇企画政策課長。

○企画政策課長（門脇朝哉君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えいたします。

まず町長のお話の中にもありましたが、やはり観光を兼ねたスタディツアーということで、まずはその回る施設案内等の工程、これをだいたいレベルの高いものに仕上げる必要があると。これがまず一つのネックになっていると思われます。で、もう一つ挙げられる点といたしまして、現在我々が行っているインターンシップにつきましては学生を対象にしておりますので、学校に対するPR周知で済んでいるところですが、これがス

タディツアーということで一般向けに周知ということになると、そこの参加者を募るための宣伝広告費、これも結構大きな額になってくると思われます。ただ、その我々が今行っているインターンシップ、例えば去年行った東大生向けのインターンシップにつきましては、だいぶスタディツアーと近い内容になっているところですが、地域の課題と一緒に考えて、で、一緒に解決策を探るという点では、だいぶスタディツアーと重なっているものと思っております。なので、当面はその予算の面もありますので、とりあえずこのインターンシップをより精度の高いものに仕上げられるかどうかというところに注力していきたいと考えているところです。

で、伴走支援の件なんですが、今、国の職員の方、現地訪問、来週3名いらっしゃる予定になっております。で、この伴走支援につきましては、町の方から課題を挙げて、で、その課題に対して一緒に考えていただくということになっておりまして、特段その今回のスタディツアー、インターンシップ等は課題にはしていないところですが、ちょっとお話を挙げながら一緒に考える時間も設けられたらいいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。6番奈良聡子さん。

○6番（奈良聡子さん） いいタイミングで国の伴走支援の関係者の方が来るということで、是非話題にしていきたいと思います。

そうですね、私、前回か前々回の一般質問でも確かツアーというか、旅行商品のことで質問したと思うんですけども、やはり地域に深く入り込んでいただく、そういう仕掛けをして、なるべくその交流人口の拡大もそうなんですけども、関係人口を増やす。関係人口は交流人口よりももっと地域に深く主体的に関わってくださる方々ですので、関係人口の拡大を目指していただきたいと思います。

今、国の方でふるさと住民制度ですか、そういうのを創設したようなんですけども、そういう制度に頼らずともやっぱり町が主体的にもっと地域に人を呼び込んで一緒に考えていただいて、八峰町のファンを増やすと、そういう取り組みを進めていただきたいと思います。

質問はこれで最後ですけども、今述べたことについて何かご意見とかご感想があればお聞きしたいと思います。町長お願いします。

○議長（山本優人君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

私もですね奈良議員と同様に、やはり関係人口を創出していくというのは非常に大事な話であるというふうに思っております。これまでもですね様々な取り組み、そして様々な事業を展開する上で、その少しでも関係人口の増加に繋がればいいなというところがかかりありました。先ほど答弁でも申し上げたインターシップの制度もですね、今まで来たことのない方がこの八峰町に来て、そして学んで、そして泊まってということで、十分な関係人口だというふうに私は思っております。またそれだけじゃなくてですね、今後そのいろんな取り組みの中でこの八峰町のファンを増やすといいますか、いわゆる関係人口を増やしながらですね、いろんな角度から関わってもらえるような取り組みを今後とも仕掛けていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問ありませんか。

○6番（奈良聡子さん） 以上です。

○議長（山本優人君） ほかに質問がないようですので、これで6番議員の一般質問を終わります。

日程第3、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本優人君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおりに、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和８年６月八峰町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 １時０９分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 山 本 優 人

同 署名議員 9 番 皆 川 鉄 也

同 署名議員 10番 須 藤 正 人

同 署名議員 11番 笠 原 吉 範